

保健衛生年報

令和5年度版

(令和4年度統計資料)

東大阪市健康部

《目 次》

I 概況

1	沿革	1
2	機構	3
3	事務分掌	4
4	職種別職員配置数	8
5	東大阪市保健所運営協議会委員	9

II 保健所各課の業務概要

1 地域健康企画課

1)	健康危機管理	10
2)	医事	
(1)	医療従事者免許申請	11
(2)	医療従事者届出	11
(3)	医療施設等申請及び届出	12
(4)	病院	12
(5)	診療所、衛生検査所等	12
(6)	医療相談	13
(7)	献血推進事業	13
3)	休日急病診療所	
(1)	概要	14
(2)	休日急病診療	14
(3)	夜間急病診療	14

2 食品衛生課

1) 食品衛生

(1)	営業許可申請の受付状況	15
(2)	営業施設数及び監視指導状況	15
(3)	収去検査等の実施状況	15
(4)	衛生講習会の実施状況	16
(5)	違反食品等取扱い状況	16
(6)	苦情取扱い状況	16
(7)	行政処分(営業停止処分・回収命令等件数)	16
(8)	食中毒発生状況	17

2) 食鳥衛生	
(1) 許認可業務	18
(2) 認定小規模処理施設の確認状況及び監視指導業務	18
3) 狂犬病予防及び動物愛護管理	
(1) 飼犬登録件数	19
(2) 狂犬病予防注射済票交付件数	19
(3) 犬の収容・処分・返還・譲渡件数	19
(4) 猫の収容・処分・返還・譲渡件数	19
(5) 犬・猫の譲渡仲介制度（犬・猫の出会いの広場）成立件数	20
(6) 猫不妊手術助成金交付匹数	20
(7) 咬傷犬被害件数	20
(8) 犬・猫関係苦情相談等取扱件数	20
(9) 指導件数	21
(10) 犬との正しい接し方教室実施状況	21
4) 動物由来感染症	22
5) 野生鳥獣	
(1) 有害鳥獣捕獲許可	22
(2) 鳥獣飼養登録	22

3 環境薬務課

1) 環境衛生	
(1) 施設数及び監視指導数	23
(2) 相談受付件数	24
(3) 衛生講習会	25
(4) 科学監視結果	25
(5) 住居衛生対策	25
(6) レジオネラ症対策	25
(7) 許認可申請・届出等取扱状況	26
2) 薬務	
(1) 施設数及び監視指導数	27
(2) 申請等受付状況	28
(3) 相談業務受付数	28
(4) 医薬品等適正使用・薬物乱用防止啓発事業	29
(5) 家庭用品の安全対策事業	30
(6) 災害薬事対策事業	30

3) 防疫	
(1) 害虫相談にかかる業務	3 1
(2) ウエストナイル熱対策 (媒介蚊調査)	3 1
(3) デング熱対策 (媒介蚊調査)	3 2
(4) 消毒にかかる業務	3 2

4 健康づくり課、母子保健・感染症課、新型コロナウイルス感染症課、
新型コロナウイルスワクチン接種事業課、東・中・西保健センター

1) 母子保健	
(1) 妊娠の届出数	3 5
(2) 妊産婦訪問指導状況	3 5
(3) 母親学級・両親学級実施状況	3 5
(4) 妊産婦健康診査受診状況	3 5
(5) 乳児健康診査受診状況 (医療機関委託分)	3 6
(6) 乳幼児健康診査受診状況	3 6
(7) 産後ケア事業	3 7
(8) 新生児訪問指導	3 7
(9) 歯科保健 (歯科健康診査等実施状況)	3 8
(10) 未熟児養育医療給付事業	3 9
(11) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	3 9
(12) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	3 9
(13) 自立支援医療費 (育成医療) 支給制度	3 9
(14) 分娩前ウイルス検査助成事業、寄り添い型支援	4 0
2) 感染症対策	
(1) 感染症発生状況	4 2
(2) エイズ対策	4 3
(3) 風しん抗体検査	4 3
3) 予防接種	
(1) 定期予防接種被接種者数	4 4
(2) 新型コロナウイルス予防接種	4 5
(3) 造血幹細胞移植後骨髄移植等再接種費用助成事業	4 5
4) 結核対策	
(1) 結核新登録者数	4 7
(2) 新登録患者罹患率の推移 (人口 10 万対)	4 7
(3) 年末現在登録者数の推移	4 7

(4) 年末現在登録除外数の推移	47
(5) 感染症の診査に関する協議会診査件数	48
(6) 医療費の公費負担件数	48
(7) 管理検診実施数	48
(8) 家族及び接触者の健診	48
(9) 服薬支援 (DOTS 状況)	48
(10) 住民健康診断及び定期 BCG 接種者数	49
5) 老成人保健	
(1) がん検診受診者数	50
(2) 個別健康教育実施状況	50
(3) 集団健康教育実施状況	51
(4) 健康相談実施状況	52
(5) 骨密度測定検査実施状況	52
(6) 訪問指導	53
(7) 成人歯科健診受診状況	54
(8) 介護予防事業実施状況	55
(9) 指定難病医療費助成受給者数	57
(10) 被爆者健康診断受診状況	61
6) 食育・栄養改善	
(1) 栄養指導	62
(2) 給食施設指導実施状況	64
(3) 外食栄養成分表示推進事業	64
(4) 食品表示法 (栄養成分表示) 等の指導状況	64
(5) 食育推進事業	64
(6) 研修及び実習生の受け入れ状況	64
(7) 国民健康・栄養調査	64
7) 精神保健福祉	
(1) 自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者数	65
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数	65
(3) 相談・訪問	65
(4) 集団指導	66
8) 公害健康被害補償給付事業	
(1) 等級別認定状況	67
(2) 認定状況 (累計)	67
(3) 地区別公害認定患者数	68
9) 保健師活動	
(1) 家庭訪問・面接・電話相談別実施状況	70

5	環境衛生検査センター	
1)	保健所関係業務検査	73
2)	一般有料依頼検査	74
3)	公害関係業務検査	74
4)	依頼によらない検査	75

III 斎場管理課

1)	斎場使用状況	
(1)	火葬件数の推移	76
(2)	火葬状況	76
(3)	葬儀場等使用状況	77

IV 研修及び実習受け入れ状況

78

V 人口動態統計

1)	人口動態統計用語の説明等	
(1)	用語の説明	79
(2)	各比率の算出方法	80
2)	人口及び世帯数	81
3)	保健センター管轄人口	81
4)	人口動態総覧	
(1)	実数の推移	82
(2)	率の推移	82
5)	出生	
(1)	年次別出生数・率、合計特殊出生率	83
(2)	性別、出生順位別、年次別出生数	83
(3)	母の年齢（5歳階級）別、年次別出生数	83
6)	死亡	
(1)	年次別死亡数・率	84
(2)	性別、年齢（5歳階級）別、年次別死亡数	84
(3)	特定死因別、年次別死亡数・率（人口10万対）	85
7)	乳児死亡・新生児死亡・周産期死亡	
(1)	年次別死亡数・率	86

I. 概 況

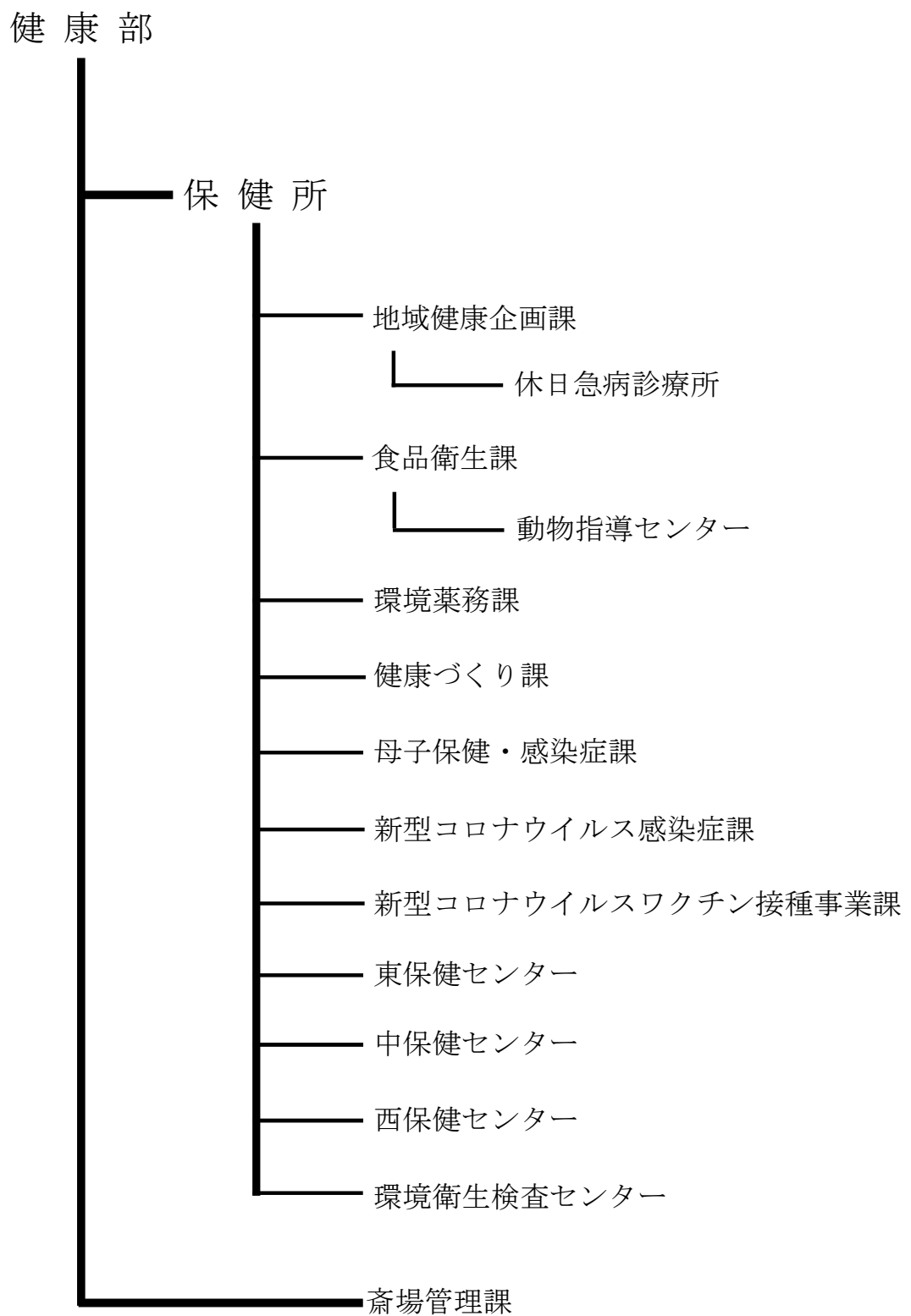
1 沿革

昭和 58 年 4 月 1 日	保健所法に定める政令市指定を受ける。 大阪府から布施・枚岡の 2 保健所の移管を受け、東大阪市西保健所・東保健所と改称して運営を開始する。 保健衛生部に保健所総務課と環境衛生課を置き、東・西の両保健所にそれぞれ総務課、衛生課、保健予防課を置き 13 課 2 担当 8 係の体制となる。
昭和 59 年 3 月 5 日	中保健所（仮称）が竣工し、大阪府から移管を受ける。
昭和 59 年 3 月 31 日	犬管理事務所が、大阪府から移管される。
昭和 59 年 4 月 1 日	東大阪市中保健所を開設し 3 保健所となる。 部内組織の見直しを行い、本庁組織として保健衛生総務課、地域保健課、環境衛生課、医療施設担当が置かれる。 保健衛生総務課に施設管理室、休日急病診療所が、地域保健課に保健係、予防係、公害健康補償係が、環境衛生課に検査室、犬管理事務所が置かれ、3 課 1 担当 2 室 3 係 2 出先機関の体制となる。 保健所組織（3 保健所共通）として庶務課、衛生課、保健予防課が置かれる。
昭和 62 年 10 月 19 日	衛生課に環境食品係、防疫係が、保健予防課に保健婦室、成人保健係、母子衛生係が置かれ、9 課 3 室 12 係の体制となる。
平成 4 年 4 月 1 日	西保健所別館新築。 環境衛生課に防疫事務所を置き、3 保健所衛生課の係制を廃止する。 また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴い、環境衛生課分室を開設する。
平成 5 年 4 月 12 日	組織の見直しを行い、保健衛生総務課と地域保健課が廃止され、健康づくり推進室となる。 環境衛生課を生活衛生課に改める。 保健所（3 保健所共通）として庶務課を廃止し、衛生課及び保健予防課の 2 課体制となる。 衛生課に庶務係及び衛生係を置き、保健予防課は係制が廃止となり、チーム制が導入され、6 課 3 室 6 係の体制となる。
平成 6 年 12 月 26 日	東保健所を旭町 1 番 1 号（旭町庁舎 2F）に移転する。
平成 9 年 8 月 4 日	中保健所を若江岩田駅前地区市街地再開発事業のため岩田町 3 丁目 1 番 2 号に移転する。
平成 12 年 4 月 1 日	組織の見直しが行われ、3 保健所から 1 保健所 3 保健センター体制となる。 新保健所を旧中央病院敷地の一部、御厨南 2 丁目 3 番 45 号に開設し、健康づくり推進室の一部、生活衛生課及び 3 保健所衛生課を集約した。 3 保健センターは、3 保健所を改称し開設する。
平成 15 年 4 月 1 日	機構の見直しにより、保健衛生部と福祉部を統合し健康福祉部となる。
平成 15 年 4 月 14 日	保健所を岩田町 4 丁目 3 番 22-300 号及び 500 号に移転した。 同じく中保健センターを岩田町 4 丁目 3 番 22-300 号に移転した。
平成 17 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康福祉局健康部となる。 保健所総務課が地域健康企画課となり、休日急病診療所を所管することになるとともに、検査室が環境衛生検査センターとなる。また、犬管理事務所が動物指導センターとなり、猫の引き取り等中核市業務を行うこととなる。 健康部は、保健所の他、斎場管理課及び東診療所を所管する。

平成 24 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康部となる。
平成 26 年 3 月 31 日	東診療所が廃院となる。
平成 27 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康づくり課が健康づくり課と母子保健・感染症課の 2 課に分かれる。
平成 28 年 3 月 22 日	旭町庁舎の建替えに伴い、東保健センターが東部地域仮設庁舎（南四条町 1 番 1 号）に仮移転した。
平成 29 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、防疫事務所が廃止となる。
令和元年 10 月 15 日	東保健センターを旭町 1 番 1 号（旭町庁舎 1 階）に移転した。
令和 2 年 12 月 18 日	新型コロナウイルスワクチン接種事業課を希来里庁舎内に設置。
令和 3 年 4 月 1 日	新型コロナウイルス感染症課を希来里庁舎内に設置。
令和 5 年 2 月 20 日	新型コロナウイルスワクチン接種事業課を南四条町 1 番 1 号に移転した。

2 機構

(令和5年4月1日現在)



3 事務分掌

(令和5年4月1日現在)

地域健康企画課

- (1) 保健衛生行政の企画及び調整に関する事。
- (2) 保健医療福祉の連携に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 保健所等の維持管理に関する事。
- (4) 衛生教育に関する事(他の課の所管に係るものを除く。)
- (5) 人口動態統計、保健統計等に関する事。
- (6) 医務関係法令等に係る事務に関する事。
- (7) 保健所運営協議会等に関する事。
- (8) 献血推進に関する事。
- (9) 健康危機管理対策の総括に関する事。
- (10) 保健医療に関する事。
- (11) 救急医療に関する事。
- (12) 医療施設等に関する事。
- (13) 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに関する事。
- (14) 地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会に関する事。
- (15) 他の所及び課等の主管に属しない事。

休日急病診療所

- (1) 診療所における診療に関する事。
- (2) 診療所の維持管理に関する事。
- (3) その他診療所の運営に関する事。

食品衛生課

- (1) 食品衛生に関する事。
- (2) 食品表示に関する事(他の課の所管に属するものを除く。)
- (3) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理の企画調整に関する事。
- (4) 食鳥衛生に関する事。
- (5) 他の所の主管に属しない事。

動物指導センター

- (1) 狂犬病予防に関する事。
- (2) 飼犬の啓発指導に関する事。
- (3) 野犬の捕獲及び処理に関する事。
- (4) 飼えなくなった犬及びねこの引取り及び処理に関する事。
- (5) 負傷動物の収容に関する事。
- (6) その他動物の愛護及び管理に関する事。

環境業務課

- (1) 環境衛生に関すること。
- (2) ねずみ、衛生害虫等の防除の相談に関すること。
- (3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (4) 住居衛生に関すること。
- (5) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- (6) 墓地・納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。
- (7) 薬事に関すること。
- (8) 毒物及び劇物に関すること。
- (9) 感染症の発生の予防又はまん延の防止のための消毒作業等に関すること。

健康づくり課

- (1) 地域保健対策に係る情報の収集及び整理並びに調査研究に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 健康づくり施策等保健事業の企画及び調整に関すること。
- (3) 生活習慣病対策の企画及び調整に関すること。
- (4) 栄養改善の企画及び調整並びに食環境の整備に関すること。
- (5) 歯科保健の企画及び調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 精神保健福祉及び自殺予防対策の企画及び調整に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。
- (8) 難病に係る医療助成並びに保健事業の企画及び調整に関すること。
- (9) 歯科保健に関する計画の策定及び推進に関すること。
- (10) 高齢者保健福祉計画（健康増進に係るものに限る。）の策定及び推進に関すること。
- (11) 障害者に関する計画（精神障害者福祉に係るものに限る。）の策定及び推進に関すること。
- (12) 食育推進計画の策定及び推進に関すること。
- (13) 健康増進計画の策定及び推進に関すること。
- (14) 食品表示に関すること（保健事項に係るものに限る。）。
- (15) 公害健康被害の補償に関すること。
- (16) 公害保健福祉事業及び環境保健事業に関すること。
- (17) 肝炎治療に係る医療費助成並びに保健事業の企画及び調整に関すること。
- (18) 保健センター事業の指導及び連絡調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (19) 保健師業務に係る調整に関すること。

母子保健・感染症課

- (1) 地域保健対策に係る情報の収集及び整理並びに調査研究に関すること（母子保健及び感染症（新型コロナウイルス感染症を除く。以下この課の事務分掌において同じ。）に係るものに限る。）。
- (2) 母子保健の企画及び調整に関すること。
- (3) 感染症の対策に係る企画及び調整並びに予防に関すること。
- (4) 予防接種（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）の企画及び調整に関すること。
- (5) 歯科保健の企画及び調整に関すること（母子保健に係るものに限る。）。
- (6) 感染症患者医療（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）、未熟児養育医療、結核児童療育医療及び小児慢性特定疾病医療に係る医療費並びに不妊に悩む方への特定治療支援事業に関すること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費（育成医療に係るものに限る。）に関すること。
- (8) 保健センター事業の指導及び連絡調整に関すること（母子保健及び感染症に係るものに限る。）。

新型コロナウイルス感染症課

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る情報の収集及び整理並びに調査研究に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対策に係る企画及び調整並びに予防に関すること。（新型コロナウイルスワクチン接種事業課の所管に属するものを除く。）
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者医療に係る医療費に関すること。

新型コロナウイルスワクチン接種事業課

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に係る企画、調整等に関すること。

東保健センター・中保健センター・西保健センター

- (1) 生活習慣病対策に関すること。
- (2) 栄養改善及び食育の推進に関すること。
- (3) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (4) 精神保健福祉及び自殺予防対策に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の受付に関すること。
- (6) 予防接種事業に関すること。
- (7) 難病に係る医療費助成の受付及び保健事業に関すること。
- (8) 健康づくり推進事業に関すること。
- (9) 放射線業務に関すること。
- (10) 保健師業務に関すること。
- (11) 公害健康被害補償の受付に関すること。
- (12) 感染症患者医療、未熟児養育医療及び小児慢性特定疾病医療に係る医療費並びに不妊に悩む方への特定治療支援事業の受付に関すること。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス費等及び自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）の受付に関すること。

(14) その他保健予防に関する事。

環境衛生検査センター

- (1) 衛生上の試験及び検査に関する事。
- (2) 公害関係試料の分析に関する事。
- (3) 環境衛生検査に係る研究機関等との連絡調整に関する事。

斎場管理課

- (1) 斎場に関する事。
- (2) 墓地に関する事。

4 職種別職員配置数

令和5年5月1日

職種	事務	医師	歯科医師	薬剤師	獣医師	保健師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	理学療法士	精神保健福祉相談員	薬学	化学	狂犬病予防技術員	斎場作業員	保育士	土木	*食品衛生監視員(再掲)	*環境衛生監視員(再掲)	*薬事監視員(再掲)	合計
課・所																						
保健所	地域健康企画課	7	1			2	1						1	1								13
	休日急病診療所	1					1						1									3
	食品衛生課	1				6							9	1					15			17
	動物指導センター					4									3							7
	環境薬務課												10	5						8	5	15
	健康づくり課	6				5				2	1	2										16
	母子保健・感染症課	9		1		6		1														17
	新型コロナウイルス感染症課	4				10																14
	新型コロナウイルスワクチン接種事業課	9												1								10
	東保健センター	3				12				2		2					2					21
	中保健センター	3				14		2		2		3	1				2					27
	西保健センター	3				19				2		4		1			2					31
	環境衛生検査センター					2			1				5	3								11
〈保健所小計〉	46	1	1	0	12	68	2	3	1	8	1	11	27	12	3	0	6		15	8	5	202
斎場管理課	7															7	1					15
健康部計	53		1	0	12	68	2	3	1	8	1	11	27	12	3	7	6	1	15	8	5	217

注)

*食品衛生監視員(再掲)、環境衛生監視員(再掲)、薬事監視員(再掲)については、主たる業務担当者の数。

兼務発令、会計年度任用職員及び休業・休職中の者の数は除く。

5 東大阪市保健所運営協議会委員

令和5年7月25日現在

氏名	役職名
奥田 宗義	一般社団法人東大阪市西歯科医師会
川口 秀子	河内薬剤師会会長
川口 泰弘	東大阪市議会議員
菊本 浩司	公益社団法人大阪府柔道整復師会東大阪支部
黒川 慶一	一般社団法人東大阪市獣医師会会長
小池 安彦	枚岡警察署署長
住山 仁美	東大阪市自治協議会総務
高橋 正子	東大阪市議会議員
田中 健司	健康部長
田仲 みすず	一般社団法人布施医師会理事
樽本 丞史	東大阪市議会議員
土田 希	一般社団法人東大阪市布施薬剤師会理事
手嶋 達也	障害施策推進課課長
中川 佳己	一般社団法人枚岡医師会副会長
鳴戸 鉄哉	東大阪市議会議員
野口 壮一	枚岡薬剤師会会長
葉上 可奈子	岩田保育所副主幹
橋本 孝	一般社団法人東大阪市東歯科医師会会長
原 聡	一般社団法人河内医師会理事
坂東 亜衣子	地域包括ケア推進課 主査
平松 久典	東大阪市公衆衛生協力会
古谷 哲	大阪食品衛生協会東大阪市東支部支部長
松川 啓子	東大阪市議会議員
松本 佳子	東大阪商工会議所会員
宮永 真一	河内警察署署長
宮本 直之	大阪食品衛生協会東大阪市中支部支部長
山本 一雄	布施警察署署長
吉邨 幸雄	東大阪市社会福祉協議会副会長

(氏名 50 音順)

任期 令和6年6月30日

Ⅱ. 保健所各課の業務概要

1 地域健康企画課

地域健康企画課は、予算関係事務、庶務事務、庁舎の維持管理など保健所の事務事業の調整及び管理を行うとともに、保健所運営協議会の開催や、医療施設及び医療従事者免許に関する申請等の經由事務、医療施設の立入検査、医療相談、健康危機管理対策、救急医療業務、各種厚生労働統計業務並びに管内の諸機関・団体との連絡調整等を把握し、保健所業務の適正かつ円滑な運営に努めている。

1) 健康危機管理

保健所は地域の健康危機管理の拠点として位置づけられ、健康危機発生の未然防止、健康危機事象に対応するための人材・体制の確保および資質向上に努め、被害拡大防止を行う事などが求められている。東大阪市保健所では、各課・保健センター合同で健康危機管理対処チームを編成し、対策活動に従事する。

令和元年度は大規模災害発生に備えて保健所職員を対象にした「健康危機管理訓練（大規模地震）」を実施し、基礎講義・地震発生時初期対応訓練を通して健康危機管理対処チームごとに必要となる役割と手順等について確認・検討を行った。令和2年度は保健班で初動対応訓練を実施した。また、発災時の支援・受援能力の育成のため、厚生労働省や大阪府が開催するDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）養成研修に参加している。

健康危機事案の発生は即時的であるといえるが、新型コロナウイルス感染症対応での経験をいかし、平時から関係部局及び関係機関と連携協力体制を図るとともに、人員や業務調整、指揮命令体制等の体制整備に努めていく。

2) 医事

(1) 医療従事者免許申請

医師、看護師等の医療従事者免許の新規申請や籍訂正、再交付申請等の受付を行っている。

(単位 人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	新規申請	籍訂正等	新規申請	籍訂正等	新規申請	籍訂正等
医師	19	10	22	21	17	16
歯科医師	9	5	5	7	6	6
保健師	10	11	14	14	20	10
助産師	6	7	11	4	6	10
看護師	197	144	234	153	211	139
診療放射線技師	5	4	8	0	7	2
理学療法士	36	10	30	14	44	22
作業療法士	14	5	24	4	11	2
視能訓練士	1	1	2	2	2	1
臨床検査技師	14	4	14	6	11	5
衛生検査技師	0	0	0	0	0	0
受胎調節実地指導員	1	2	2	1	4	0
死体解剖資格認定	1	0	0	0	0	0
合計	313	203	366	226	339	213

(2) 医療従事者届出

医師・歯科医師・薬剤師、市内で従事する看護師等の医療従事者届出の受付を隔年で行っている。

(単位 人)

	平成30年度	令和2年度	令和4年度
医師	842	983	628
歯科医師	413	419	337
薬剤師	855	970	661
保健師	93	106	113
助産師	129	133	73
看護師	3229	3444	2092
准看護師	1070	934	595
歯科技工士	211	166	148
歯科衛生士	532	574	487
合計	7374	7729	5134

(3) 医療施設等申請及び届出

病院、診療所、施術所等の申請及び届出の受付を行っている。

病院、診療所等申請、届出受付件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
病院	142	139	107
医科診療所	175	145	163
歯科診療所	69	77	61
施術所	245	208	216
歯科技工所	4	3	7
助産所	6	8	9
衛生検査所	3	3	2
合計	644	583	565

(4) 病院

適切な医療の提供を確保し市民の健康保持に寄与するよう、医療法・関係法令に基づく保健所各課・保健センター合同の定期立入検査及び許可等に関わる立入検査を実施している。

病院立入検査数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	21	21	21
立入数	37	58	41

(5) 診療所、衛生検査所等

医療法、臨床検査技師等に関する法律に基づき、適切な医療の提供を確保し市民の健康保持に寄与するよう、市内の診療所、衛生検査所等の立入検査等を実施している。

診療所・衛生検査所等立入数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
医科診療所 有床	8	0	8	0	8	1
医科診療所 無床	398	42	396	37	398	43
歯科診療所	293	19	289	28	286	21
衛生検査所	2	0	2	0	2	0
その他(施術所等)	—	42	—	46	—	49

(6) 医療相談

保健所では「医療相談窓口」を開設している。患者・家族の医療に関する相談や苦情に迅速に対応するとともに、情報を医療機関に提供することにより、医療の安全と信頼の向上を図り、市民が安心して医療を受けることができるよう努めている。

窓口対応件数とその内容

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
種別	相談	294	70.7	128	69.6	311	60.3
	苦情	122	29.3	56	30.4	204	39.7
内容	医療行為・医療内容	31	7.5	52	28.3	254	49.3
	コミュニケーション(説明、マナー等)	163	39.2	53	28.8	78	15.1
	医療機関等の施設	7	1.7	2	1.1	9	1.7
	医療情報等の取扱	11	2.6	3	1.6	15	2.9
	医療機関等の紹介、案内	15	3.6	17	9.2	35	6.8
	医療費(診療報酬等)	16	3.9	13	7.1	36	7.0
	医療知識(健康や病気に関すること)	171	41.1	36	19.6	45	8.7
	医療知識(薬(品)に関すること)	1	0.2	4	2.2	4	0.8
	その他	1	0.2	4	2.2	39	7.6
計		416	100.0	184	100.0	515	100.0

(7) 献血推進事業

東大阪市献血推進協議会の事務局を地域健康企画課内に置き、医療に必要な血液製剤を確保するため、市内での献血活動の調整・啓発等を行っている。献血の実施実績は次のとおり。

	回数	受付者数	採血者数			
			総数	200mL	400mL	成分
令和2年度	32	1,408	1,238	51	1,187	0
令和3年度	33	1,551	1,349	40	1,309	0
令和4年度	34	1,555	1,324	25	1,299	0

3) 休日急病診療所

休日急病診療の診療体制については、市内の医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと診療業務を行っている。

(1) 概要

	休日急病診療	夜間急病診療
診療日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12月29日~1月3日)	土曜日 (ただし、土曜日が祝日・年末年始に該当する場合を除く)
診療科目	内科, 小児科, 歯科	内科, 小児科
診療時間	午前10時00分 ~ 正午 午後1時00分 ~ 午後5時00分	午後6時00分 ~ 午後9時00分
受付時間	午前10時00分 ~ 午前11時30分 午後1時00分 ~ 午後4時30分	午後6時00分 ~ 午後8時30分
診療業務従事者	医師2名, 歯科医師1名, 薬剤師2名, 看護師4名, 歯科衛生士1名, 事務5名 (ただし、年末年始やインフルエンザ等の流行時には、医療従事者を増員している)	医師2名, 薬剤師2名, 看護師3名, 事務4名 (ただし4~11月の期間は、医師1名, 薬剤師2名, 看護師2名, 事務4名で試行している)

(2) 休日急病診療

	診療日数	受診者数				
		内科	小児科	歯科	計	1日平均
令和2年度	72	1,007	874	147	2,028	28.2
令和3年度	72	882	1,174	156	2,212	30.7
令和4年度	72	1,195	1,501	157	2,853	39.6

(3) 夜間急病診療

	診療日数	受診者数			
		内科	小児科	計	1日平均
令和2年度	50	187	198	385	7.7
令和3年度	51	184	255	439	8.6
令和4年度	50	219	334	553	11.1

2 食品衛生課

食品衛生課では、食品衛生、食鳥衛生、狂犬病予防及び動物愛護等に関する業務を行っており、より良い生活環境を求める市民の要望に応えるべく、迅速かつ効率的な衛生行政の推進に努めている。

1) 食品衛生

食品衛生業務は食品衛生法に基づき、食品等による衛生上の危害発生防止と、公衆衛生の向上を目的として、食品関係施設の許認可、監視指導、食品衛生知識の普及・啓発、並びに食中毒の調査等の業務を行っている。

近年、食品の製造・加工・流通技術の発達及び食品の多様化、流通の広域化、更に輸入食品の増加が進む中、食品の安全を確保するために密度の高い科学的な根拠に基づく監視指導が必要であり、年間を通じて効率的かつ最大限の効果が出るよう、業種別の一斉監視や食品等の収去検査を「東大阪市食品衛生監視指導計画」に基づき実施している。

消費者である市民に対しては、食品衛生に関する苦情相談の受付および処理のほか、出前衛生講習会・食中毒予防街頭キャンペーン等を実施して食品衛生知識の普及・啓発活動を積極的に実施しているが、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和4年度は、市政だよりやホームページ等を活用した情報提供に努めた。

(1) 営業許可申請の受付状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	旧食品衛生法	840	135	0
	旧法から新法へ継続	—	553	760
	新食品衛生法	—	530	555
	事業譲渡	35	17	9
更新	旧食品衛生法	854	126	0

(2) 営業施設数及び監視指導状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
要許可業種	施設数	7,976	7,316	6,973
	監視件数	1,964	1,690	1,597
要届出業種	施設数	4,058	2,000	2,306
非許可業種	監視件数	831	244	240

(3) 収去検査等の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検査数	140	219	187
不適	0	0	0

(4) 衛生講習会の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	消費者	2	1	10
	営業者等	2	2	5
	計	4	3	15
受講者数	消費者	19	59	514
	営業者等	32	35	70
	計	51	94	584

(5) 違反食品等取扱い状況

① 本市発見によるもの

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
表示違反	2	3	2
規格基準違反	0	0	0
その他	4	10	4
計	6	13	6

② 他府県市からの通知、依頼によるもの

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
表示違反	2	2	2
規格基準違反	5	4	8
その他	5	2	5
計	12	8	15

(6) 苦情取扱い状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
食品	下痢・嘔吐等食中毒様症状	18	21	36
	異物混入	6	9	15
	腐敗変質	3	1	3
	その他	4	16	19
食品取扱施設	不衛生	32	18	17
	その他	17	7	30
計		80	72	120

(7) 行政処分(営業停止処分・回収命令等件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食中毒	2	0	1
表示違反	0	0	0
規格基準違反	1	1	0
ふぐ条例違反	0	0	0
計	3	1	1

(8) 食中毒発生状況

① 本市で発生した食中毒概要

令和2年度 2件 8名

	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
8月16日	4	不明(宴会料理)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
11月23日	4	不明(宴会料理)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店

令和3年度 発生なし

令和4年度 1件 5名

	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
3月6日	5	不明(当該施設内で提供された食事)	ノロウイルス	老人施設

② 本市に医療機関から通報のあった食中毒疑いに関する調査状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査件数	4	2	3
調査人数	116	2	6

③ 本市以外で発生した食中毒に関する調査状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査件数	6	15	11
調査人数	7	20	27
調査施設数	2	9	3

2) 食鳥衛生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、疾病鳥の排除、食中毒の防止及び食鳥肉の安全性を確保するため、平成4年4月から食鳥検査が開始された。

年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模処理施設について、食鳥処理衛生管理者が食鳥等の異常の有無を確認し、その確認状況の報告を義務づけている。さらに食鳥検査員が巡回監視指導を行い、確認状況の把握に努めている。

(1) 許認可業務

① 施設数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定小規模施設	10	10	9

② 許認可申請数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食鳥処理事業許可申請	0	0	0

(2) 認定小規模処理施設の確認状況及び監視指導業務

① 確認状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
確認羽数	36,277	25,506	32,590
全部廃棄羽数	0	0	1
一部廃棄羽数	13	8	8

② 監視指導

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
監視件数	2	1	1

3) 狂犬病予防及び動物愛護管理

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき、飼い犬登録と狂犬病予防注射、浮浪犬の捕獲、負傷動物の収容、やむなく飼えなくなった犬・猫の引き取り等を実施している。

一方、国の譲渡支援のためのガイドラインに基づいて、譲渡適性があるものを新たな飼養希望者へ譲渡するとともに、犬・猫の譲渡仲介制度（犬・猫の出会いの広場）を行い、殺処分数の減少に努めている。また、猫の適正飼養管理を推進して地域における猫による迷惑行為の軽減を図り、不幸な命を増やさないため、野良猫不妊手術助成金交付を実施しているほか、健康フェスタへの出展（獣医師会との共同参加）、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和4年度は実施できなかったが、小学校4年生を対象とした犬との正しい接し方教室等の機会を通じて、終生にわたる適正飼養等、動物愛護思想の啓発・普及を行っている。

(1) 飼犬登録件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	1,811	1,699	2,100
年度末	25,096	24,956	25,413

(2) 狂犬病予防注射済票交付件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
集合	0	0	0
個別	15,472	15,606	15,702
計	15,472	15,606	15,702

(3) 犬の収容・処分・返還・譲渡件数

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計
浮浪犬捕獲	8	0	8	7	0	7	7	0	7
負傷した犬(再掲)	0	0	0	1	0	1	0	0	0
飼い主からの引き取り	43	7	50	4	0	4	0	0	0
飼い主への返還	8	0	8	6	0	6	7	0	7
譲渡	39	6	45	5	0	5	0	0	0
処分(死亡を含む)	3	1	4	1	0	1	0	0	0

(4) 猫の収容・処分・返還・譲渡件数

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計
飼い主からの引き取り	24	13	37	6	20	26	1	23	24
所有者不明猫の引き取り	0	116	116	0	37	37	0	26	26
負傷した猫の収容	30	8	38	25	9	34	19	3	22
飼い主への返還	2	0	2	1	0	1	1	1	2
譲渡	8	14	22	1	27	28	1	33	34
処分(死亡を含む)	45	122	167	29	40	69	17	18	35

(5) 犬・猫の譲渡仲介制度（犬・猫の出会いの広場）成立件数

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	成	子	計	成	子	計	成	子	計
犬	4	0	4	0	0	0	0	0	0
猫	1	0	1	0	0	0	0	0	0

(6) 猫不妊手術助成金交付匹数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 匹 数	384	404	512

(7) 咬傷犬被害件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
咬 傷 犬 数	15	11	13
咬 傷 犬 検 診 数	12	9	12
咬 傷 犬 被 害 者 数	15	11	13
飼 い 犬 咬 傷 届 出 数	14	11	13

(8) 犬・猫関係苦情相談等取扱件数

			令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦 情	犬	放し飼い（含散歩時）	33	22	14
		脱 糞	921	1,156	843
		鳴 き 声	60	52	25
		そ の 他	52	42	35
	猫	脱 糞	353	285	197
		餌 や り	286	246	185
		所 有 者 不 明 猫 引 取	172	104	55
		野 良 猫	176	118	77
		そ の 他	372	278	183
	依 頼 届 出 相 談	犬	登 録 ・ 抹 消 ・ 変 更	1,525	1,140
捕 獲 ・ 収 容			86	49	42
返 還			0	0	2
行 方 不 明 ・ 保 護 ・ 預 かり			149	108	96
猫		飼 い 猫 引 取 ・ 負 傷 収 容	130	112	76
		行 方 不 明 ・ 保 護 ・ 預 かり	312	307	253
飼 いた い ・ も ら っ て 欲 し い		450	208	150	
小 動 物 遺 体 収 容		166	101	79	
避 妊 ・ 去 勢 手 術		502	450	468	
問 題 行 動 ・ し つ け 等		14	12	6	
虐 待 ・ 不 適 正 飼 養		62	55	44	
そ の 他		15	5	6	
そ の 他		312	238	167	
計		6,148	5,088	3,904	

(9) 指導件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
口 頭 指 示	2,192	1,674	1,272
立 入 調 査	287	233	126
指 導 注 意 票 交 付	36	12	12
措 置 命 令 書 交 付 ・ 告 発	1	0	0
通 常 捕 獲 ・ 巡 回 出 動	236	230	191
緊 急 出 動	17	10	10
負 傷 動 物 出 動	46	39	27

(10) 犬との正しい接し方教室実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬との正しい接し方教室生徒数	0	0	0

4) 動物由来感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、都道府県等は動物由来感染症を含む感染症の情報を提供することとされている。

感染症に多くの動物由来感染症（人の感染症のうち病原体が動物に由来する感染症）が含まれるため、国においては動物由来感染症予防体制整備事業実施要綱を定め、動物由来感染症対策事業の推進と充実を図っている。

本市においても、東大阪市動物由来感染症情報収集・分析・提供体制整備事業実施計画により事業を実施し、一般市民、医療・獣医療関係者にその情報提供を行っている。

対象動物と抗体等保有状況調査の結果

対象感染症	対象動物	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数
オウム病	鳥	9	0	7	0	10	0
トキソプラズマ症	猫	30	0	24	1	—	—
トキソプラズマ症	犬	23	0	—	—	—	—
日本紅斑熱	犬	23	0	27	0	25	0
重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)	犬	—	—	27	0	25	0

5) 野生鳥獣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲許可及び鳥獣の飼養登録を実施している。

(1) 有害鳥獣捕獲許可

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有害鳥獣捕獲許可証交付数	69	74	52

(2) 鳥獣飼養登録

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
めじろ飼養登録更新数	7	6	4

3 環境薬務課

環境薬務課では、環境衛生、薬務、防疫に関する業務を行っており、施設への監視や指導に取り組むとともに、医薬品などの適正使用や薬物乱用防止の啓発、快適な住まいに関する情報の提供などにより、市民の良好な生活環境の確保に努めている。

1) 環境衛生

(1) 施設数及び監視指導数

① 営業関係施設

環境衛生関係法規に基づいて施設の衛生管理等に係る規制の対象となる業種は、旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所の6業種である。これら営業施設については、各法令に定められている基準に基づき衛生的な管理が実施されるよう必要な監視指導を実施している。

	旅館		興行場		公衆浴場	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
令和2年度	61	12	4	0	59	26
令和3年度	58	11	5	1	59	30
令和4年度	57	28	6	8	47	80
	理容所		美容所		クリーニング所	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
令和2年度	384	15	830	59	311	8
令和3年度	375	25	840	87	310	6
令和4年度	358	13	852	72	286	27

② 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律において建築物の延べ面積が3,000㎡以上の興行場、百貨店、集会所、店舗、事務所、旅館、学校（学校の建築物については延べ面積8,000㎡以上）が特定建築物に指定されており、施設の衛生管理が適切に行われるよう監視指導を実施している。

	施設数	監視数
令和2年度	99	97
令和3年度	101	98
令和4年度	102	109

③ 専用水道

地下水などを水源とする自家用の水道を利用し、100人を超える居住者に必要な水を供給している施設及び他の水道から供給を受ける水のみを水源とする一定規模以上の施設は、専用水道として、水質検査、健康診断の実施及び衛生上必要な措置などが義務づけられている。施設の管理が適切に行われるよう監視指導を実施している。

	施設数	監視数
令和2年度	4	3
令和3年度	4	3
令和4年度	4	3

④ 簡易専用水道

ビル、マンション等の大規模建築物では通常受水槽や高置水槽を設置して給水している。これら施設の飲料水について衛生的な管理を図るため、受水槽の有効容量が 10 m³を超えるものについては、簡易専用水道として登録検査機関による年 1 回の定期検査の受検が義務づけられており、施設の管理が適切に行われるよう監視指導を実施している。

	施設数	監視数	定期検査受検数
令和 2 年度	891	8	730
令和 3 年度	881	16	710
令和 4 年度	878	63	734

⑤ 浄化槽

浄化槽については機能を十分に発揮させるために、設置者は定期的な清掃や保守点検の実施などの適切な維持管理を行うこと、さらに年 1 回の定期検査の受検が法令で定められており、これらの施設の衛生的な管理が行われるよう指導啓発及び監視指導を実施している。

	浄化槽			浄化槽保守点検業 登録業者数
	施設数	監視数	定期検査受検数	
令和 2 年度	5,395	3	135	53
令和 3 年度	5,237	3	131	55
令和 4 年度	5,220	4	127	53

⑥ 動物飼養場、墓地、納骨堂、火葬場、遊泳場、温泉

各法令においてそれぞれ定められている基準に基づいて監視指導を実施している。

	動物飼養場		墓地		納骨堂	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
令和 2 年度	20	4	91	2	12	3
令和 3 年度	24	4	92	5	12	1
令和 4 年度	24	1	92	0	12	0
	火葬場		遊泳場		温泉	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
令和 2 年度	7	1	15	26	10	6
令和 3 年度	7	0	15	30	10	10
令和 4 年度	7	1	15	30	10	4

(2) 相談受付件数

	営業関係	建築物関係	水道関係	浄化槽関係	その他	計
令和 2 年度	430	83	61	78	202	854
令和 3 年度	340	81	80	63	212	776
令和 4 年度	454	94	73	70	195	886

(3) 衛生講習会

	開催回数	対象者	参加人数
令和2年度	未実施	理容所・美容所営業者等	—
令和3年度	未実施	理容所・美容所営業者等	—
令和4年度	未実施	理容所・美容所営業者等	—

(4) 科学監視結果

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		検体数	適合数	検体数	適合数	検体数	適合数
旅館	洗面水水質検査	16	16	16	14	16	15
	浴槽水水質検査	0	0	0	0	0	0
興行場空気環境測定		2	—	—	—	3	3
特定建築物空気環境測定		40	—	—	—	6	3
公衆浴場※	原水原湯水質検査	—	—	—	—	0	0
	浴槽水水質検査	—	—	—	—	58	45
	打たせ湯水質検査	—	—	—	—	0	0
貸しおしぼり細菌検査		20	20	20	20	—	—
プール水水質検査		15	14	14	16	16	16
専用水道水質検査		2	2	2	2	2	2

※は、レジオネラ属菌検査は除く

(5) 住居衛生対策

化学物質による室内空気汚染などが原因とされるシックハウス症候群等の相談に応じている。

	相談件数	調査住居数	検査件数	検査項目数
令和2年度	3	1	1	1
令和3年度	4	1	1	1
令和4年度	11	3	3	9

(6) レジオネラ症対策

自然界の土壌等に生息するレジオネラ属菌に汚染された水の微細粒子（エアロゾル）を吸入することにより、レジオネラ症に感染する事例が全国的に入浴施設等で発生していることから、旅館、公衆浴場等の許可対象施設並びに関係施設について立入り、指導啓発を実施している。

	検査件数	適合数
令和2年度	25	19
令和3年度	25	18
令和4年度	70	55

(7) 許認可申請・届出等取扱状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
旅館	8	6	5
興行場	0	1	2
公衆浴場	9	10	10
理容所	30	21	21
美容所	162	140	129
クリーニング所	20	5	17
動物飼養場	3	4	2
浄化槽	6	9	7
浄化槽保守点検業	70	26	22
特定建築物関係	36	27	63
専用水道関係	1	0	1
簡易専用水道関係	61	62	44
温泉関係	2	7	4
墓地関係	12	17	2
遊泳場	5	6	4
建築物衛生管理業	25	18	19
クリーニング師関係	0	2	0
証明願	18	1	4

2) 薬 務

(1) 施設数及び監視指導数

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業、貸与業等に関する申請、届出の受付及び監視指導、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者に関する申請、届出の受付及び監視指導を行っている。

合わせて、薬剤師免許申請の受付及び経由事務を行っている。

業 態	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
薬局	225	48	229	76	233	60
薬局製造販売医薬品製造販売業	23	2	24	1	22	1
薬局製造販売医薬品製造業	23	2	24	1	22	1
店舗販売業	111	42	111	73	110	48
高度管理医療機器等販売業・貸与業	269	46	281	69	293	69
管理医療機器販売業・貸与業 (みなし除く)	616	0	639	0	678	0
毒物劇物一般販売業	258	17	263	22	252	65
毒物劇物農薬用品目販売業	8	0	7	0	7	6
毒物劇物特定品目販売業	6	1	6	0	7	2
毒物劇物業務上取扱者 (22条1項)	22	2	24	2	24	6
毒物劇物業務上取扱者 (22条5項)		0		0		9

(2) 申請等受付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
薬局	664	653	670
薬局製造販売医薬品製造販売業	3	12	8
薬局製造販売医薬品製造業	3	11	8
店舗販売業	253	321	304
高度管理医療機器等販売業・貸与業	146	164	217
管理医療機器販売業・貸与業	90	83	110
毒物劇物販売業	63	88	115
毒物劇物業務上取扱者	2	5	1
薬剤師免許関係	61	71	85
証明書発行	2	2	1

(3) 相談業務受付数

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請・届出に関すること	154	182	273
薬局等の業務に関すること	44	32	23
医薬品に関すること	4	5	24
医薬部外品・化粧品・健康食品に関すること	3	3	5
医療機器に関すること	14	17	23
薬剤師免許に関すること	7	4	16
登録販売者に関すること	10	9	3
毒物・劇物に関すること	16	12	16
薬物乱用等に関すること	1	0	2
その他	69	62	54

(4) 医薬品等適正使用・薬物乱用防止啓発事業

医薬品、医療機器等に関する適正使用の推進を図るため、薬健康教育として薬学教育実務実習生を活用したおくすり教室や各種講習会の実施、市政だより等への記事掲載、「薬と健康の週間」関連事業等を通じて、市民に対する積極的な情報提供により啓発を実施している。

薬物乱用防止対策に関しては、大麻の不正栽培やインターネットによる薬物の広がり、規範意識の低下などに鑑み、薬剤師会をはじめとする各種関係団体と協力を図り、薬物乱用の弊害について正しい知識の普及を目的としたイベント開催、街頭キャンペーン、薬物乱用防止講習会を実施している。

また、リーフレット、貸出用DVD、各種啓発資材を作成するとともに、横断幕・懸垂幕の設置並びにウェブサイトやFacebookなどのSNSを活用した啓発により事業を推進している。

講習会の実施状況

対象者	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実施数	受講者数	実施数	受講者数	実施数	受講者数
小学生	20	1,705	29	2,140	32	2,414
中学生	1	107	1	97	2	208
高校生	1	208	0	0	0	0
大学生	3	234	3	236	3	224
合計	25	2,254	33	2,473	37	2,846

啓発キャンペーン等の実施状況（令和4年度）

	実施日、名称	概要
行政 実 施 事 業	R4. 6. 20～7. 19 ダメ。ゼッタイ。 普及運動	・内容：弁当等の購入者に対し、啓発記事を印刷した割り箸10,000膳を配布。 ・場所：市内コンビニエンスストア7店舗
	R4. 6. 20～6. 24 国連支援募金	・内容：リーフレット・啓発物品の配布、啓発ポスター掲示、職域募金。 ・対象：健康部各課職員
	R4. 7. 25～7. 29 ダメ。ゼッタイ。パネル展	・内容：パネル・啓発ポスター掲示、リーフレット・啓発物品の配布。 ・場所：若江岩田駅前市民プラザ
	R4. 8. 8～8. 26 懸垂幕掲揚啓発	・内容：「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」の懸垂幕を掲揚。 ・場所：市総合庁舎玄関
	R4. 6. 20～7. 1 R4. 7. 25～8. 12 横断幕設置啓発	・内容：「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」の横断幕を設置。 ・場所：保健所3階南側壁面（近鉄奈良線若江岩田駅ホームから可視できる）
	R4. 11. 5 健康フェスタ	・内容：パネル・啓発ポスター・薬物標本掲示、DVD上映、クイズ、リーフレット・啓発物品の配布。 ・場所：花園中央公園

	実施日、名称	概 要
保 健 所 協 力 事 業	R4. 5. 8 東大阪市民ふれあい 祭り 麻薬・覚醒剤薬物乱用 防止パレード	・主催：東大阪市内 9 ライオンズクラブ ・内容：長瀬川～布施駅間にて薬物乱用防止を訴える横断幕を先頭にパ レードを実施。
	R4. 5. 8 東大阪市民ふれあい 祭り ふれあい通り会場 啓発展示	・主催：東大阪地区更生保護女性会、東大阪地区保護司会 ・協力：大阪府薬物乱用防止指導員、麻薬中毒者相談員 ・内容：啓発ブースにおいて啓発展示、啓発クイズ等の実施。
	R4. 11. 6 ダンスフェスタ 東大阪	・主催：東大阪市、東大阪市教育委員会 ・内容：イベント参加者とその保護者に対し、パネル掲示、DVD 上映、 リーフレット・啓発物品配布。
	R4. 11. 28 薬物乱用防止・食中毒 予防合同街頭キャン ペーン	・主催：東大阪市公衆衛生協力会、大阪食品衛生協会東大阪市 3 支部合 同、（公社）大阪食品衛生協会 ・内容：リーフレット・啓発物品配布。 ・場所：河内小阪駅周辺
	R5. 1. 9 東大阪市二十歳の記 念式典	・主催：東大阪市、東大阪市教育委員会 ・内容：式典参加者にリーフレット配布。 ・場所：東大阪市花園ラグビー場

(5) 家庭用品の安全対策事業

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、ホルムアルデヒド、塩化水素、水酸化ナトリウム等の有害物質の含有について規制を受ける繊維製品、洗浄剤等の家庭用品に対し、買上げ検査を実施している。

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
検査件数	60	40	40
基準違反件数	0	0	0
他府県市からの通知件数	0	0	0

(6) 災害薬事対策事業

災害発生時には、多数の傷病者や避難住民に対する医療救護が必要となることから、関係機関と連携のうえ、災害薬事対策に取り組んでいる。

10 月には、近畿大学薬学部、市内薬剤師会と令和元年に締結した「東大阪災害薬事サポーター養成に関する協定」に基づき「東大阪災害薬事サポーター養成講習会」を開催した。

また、災害発生時に開設される救護所に必要と想定される医薬品及び医療資機材等の備蓄を順次行っている。

講習会等の実施状況及び訓練・研修会等への参加状況（令和4年度）

	実施年月日	対象者・参加者	内 容
1	R4. 10. 29	近畿大学薬学部 1回生 160名	東大阪災害薬事サポーター養成講習会
2	R5. 3. 19	薬事監視員	PhDLS プロバイダーコース

3) 防 疫

感染症を媒介するネズミ、衛生害虫や、人に危害を及ぼす害虫等に関する相談を受けるとともに、感染症媒介蚊に関する調査、感染症発生及び浸水時の消毒等について迅速な対応に努めている。

(1) 害虫相談にかかる業務

① 害虫相談受付件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ハチ類	584	392	465
毛虫類	8	8	9
蚊・ユスリカ	332	229	225
シラミ類	0	0	0
ダニ類	8	9	6
ハエ・チョウバエ類	19	11	17
ノミ類	8	11	4
ムカデ・ヤスデ類	7	6	4
ネズミ類	107	63	70
ゴキブリ類	68	25	36
その他害虫	147	63	76
計	1,288	817	912

②害虫の種類別の同定件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ダニ類	0	0	0
シラミ類	0	0	0
その他害虫	28	4	14
計	28	4	14

(2) ウエストナイル熱対策・デング熱対策（媒介蚊調査）

ウエストナイルウイルス・デングウイルスを媒介する蚊のサーベイランス調査を実施している

※フラビ属ウイルス（ウエストナイルウイルス・デングウイルス）の総計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査場所	2	4	4
調査回数	12	20	15
蚊捕獲数	98	442	1,335
ウイルス検査数	—	406	1,274
検査結果	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性

【内訳】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査場所	ウエストナイル熱	—	2	2
	デング熱	2	2	2
調査回数	ウエストナイル熱	—	8	7
	デング熱	12	12	8
蚊捕獲数	ウエストナイル熱	—	349	1,155
	デング熱	98	93	180
ウイルス検査数	ウエストナイル熱	—	349	1,155
	デング熱	—	57	119
検査結果	ウエストナイル熱	—	すべて陰性	すべて陰性
	デング熱	—	すべて陰性	すべて陰性

(3) 消毒にかかる業務

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
感染症予防に伴う消毒	0	0	0
感染症発生に伴う消毒	209	168	0
浸水消毒にかかる相談	0	0	0
浸水に伴う消毒	0	0	0
消毒用噴霧器の貸出し	1	0	0

4 健康づくり課、母子保健・感染症課、新型コロナウイルス感染症課、

新型コロナウイルスワクチン接種事業課、東・中・西保健センター

1) 母子保健

地域の繋がりの希薄化により妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援が謳われており、妊娠期から支援を開始し、乳幼児虐待の予防的な取り組みを保健所・保健センターで行ってきた。平成 29 年 4 月 1 日、この切れ目のない支援を実施する「子育て世代包括支援センター」の設置が母子保健法に規定され、東大阪市でも平成 31 年 4 月、正式に「子育て世代包括支援センター（はぐくむ）」を開設するに至った。妊娠届出時の面接では地域担当保健師及び子育てサポーターを紹介する「担当者カード」の配布を開始した。また、妊娠期から子育て期の情報を保存版として一冊に分かりやすくまとめた子育てガイド「すくすく☆トライ」を配布して制度やサービスを紹介し、安心して出産を迎え、子育てを始めるための「すくすく my プラン」を作成している。さらに、令和元年 5 月から妊娠後期の相談電話「もうすぐママ電話」、令和 2 年度から「助産師相談」を一般社団法人大阪府助産師会に委託し、助産師による出産準備や育児準備の相談を行っている。また、令和 4 年度末から出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援を開始し、妊娠期から子育て期の家庭に寄り添った支援を行っている。

令和 2 年 7 月より、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業として、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成事業、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援を実施していたが、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援は、令和 4 年度末をもって事業終了となった。

- 1 平成 28 年 4 月より妊婦健康診査の助成を増額し、産後健診の補助および多胎妊娠の妊婦健康診査受診券追加交付、妊婦歯科健診の補助を開始。また府外受診分の乳児一般健診、産後健診の償還払いを実施するなど制度の拡充を行った。平成 31 年 1 月には産後健診を産婦健康診査と名称変更し、補助額を増額し、回数も 2 回に拡充するとともに、産後うつと新生児虐待の予防を強化する体制を整えた。さらに、妊婦健康診査については、令和 3 年 4 月から助成回数を 17 回に、多胎妊娠については 22 回に拡充した。

また、平成 31 年 4 月からは、これまで保健センター以外でも実施していた母子健康手帳の交付窓口を 3 保健センターに集約し、全妊婦に対し保健師による面接を実施した「セルフプラン」の作成や必要により「サービス利用計画」の作成を行い、必要な方には「支援プラン」を策定し、継続的な支援へ繋げている。

- 2 保健センターにおいて、乳幼児の発達段階に応じた健康診査・育児相談を実施している。また、乳児健康診査（生後 1 か月及び後期）を医療機関に委託して実施している。その他、電話相談・健康相談・家庭訪問・育児教室等を実施している。
- 3 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、「2 か月親子講習会」、「ティーンズママの会」、「ふたごの教室」等を開催し、虐待に至らないための集団支援を実施している。1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳 6 か月児健康診査未受診の家庭に対して「児童虐待発生予防システム構築事業」として地域の民生委員等が家庭訪問をし、子どもの健康・安全を確認し、支援が必要な家庭を早期に把握し保健センターに繋げている。さらに、近年はより早期からの虐待予防として、出産後の養育について支援を行うことが特に必要とされる妊婦を「特定妊婦」とし、妊娠中から保健センターが中心となり、複数の機関と連携して支援を行っている。

また、産後の援助が受けられず育児不安等がある母子に対して、平成 27 年 7 月より産後ケア事業を実施している。令和 3 年 8 月より施設利用が困難な場合、自宅で支援を受けることができるよう訪問型（アウトリーチ型）を導入した。さらに令和 4 年 4 月よりサービス利用回数を最大 7 回から 21 回まで拡充し、非課税世帯等の利用料を免除した。さらに、対象者を令和 5 年 4 月よ

り産後ケア事業を必要とする全ての産婦とし、課税世帯についても上限 2500 円で 5 回まで利用料を減免した。

その他、平成 30 年度からは、子育て応援アプリ「すくすくトライ」の配信を開始している。

- 4 口腔衛生対策事業として、歯科保健知識の普及を図るため、1 歳 6 か月児健診時、3 歳 6 か月児健診時に、歯科健診と歯科保健指導を行っている。また、歯科診察を伴う健康相談の機会として、2 歳児歯科健康相談を実施している。
- 5 医療の給付制度として未熟児養育医療給付制度、自立支援医療費（育成医療）支給制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度を実施している。また、特定不妊治療費の一部を助成する、不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施していたが、令和 4 年 4 月より健康保険の適用となり、経過措置として年度をまたぐ 1 回の治療に限り助成対象とし、令和 4 年度末をもって事業終了となった。

(1) 妊娠の届出数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	内 訳				
				満11週 以 内	満12週 ～19週	満20週 ～27週	満28週 以 上	不 詳
東保健センター	695	681	657	626	22	3	6	0
中保健センター	1,185	1,133	1,131	1,083	37	9	2	0
西保健センター	1,383	1,313	1,427	1,360	53	9	5	0
計	3,263	3,127	3,215	3,069	112	21	13	0

(2) 妊産婦訪問指導状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	本年度初回 訪問実人員	訪問延人員	本年度初回 訪問実人員	訪問延人員	本年度初回 訪問実人員	訪問延人員
東保健センター	479	596	378	461	401	484
中保健センター	690	745	654	754	663	828
西保健センター	953	1,346	941	1,166	1,001	1,170
計	2,122	2,687	1,973	2,381	2,065	2,482

(3) 母親学級・両親学級実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
東保健 センター	開催回数	4	4	4
	受講実人員	47	53	55
	受講延人員	47	53	55
中保健 センター	開催回数	5	5	5
	受講実人員	100	80	50
	受講延人員	100	82	50
西保健 センター	開催回数	5	6	6
	受講実人員	84	87	119
	受講延人員	84	87	119
計	開催回数	14	15	15
	受講実人員	231	220	224
	受講延人員	231	222	224

(4) 妊産婦健康診査受診

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	前期	3,131	前期	2,952	前期	3,036
府内医療機関委託分 受診件数	中期	2,763	中期	3,035	中期	2,948
	後期	2,929	後期	2,568	後期	2,577
	基本①～⑪ (超音波検査 含む)	28,115	基本①～⑭ (超音波検査 含む)	27,592	基本①～⑭ (超音波検査 含む)	27,253
	多胎	7	多胎	36	多胎	64
	産婦①	2,456	産婦①	2,455	産婦①	2,279
	産婦②	1,826	産婦②	1,695	産婦②	1,568
	府外償還払い分 延 件 数	妊婦	1,188	妊婦	1,854	妊婦
	産婦	320	産婦	372	産婦	359

(5) 新生児聴覚検査・乳児健康診査受診状況（医療機関委託分）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新生児聴覚検査	2,436	2,651	2,597
乳児一般健康診査	2,686	2,712	2,591
乳児後期健康診査	2,801	2,697	2,731

(6) 乳幼児健康診査受診状況

① 4か月児健康診査

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計
開催回数	23	24	35	82	24	24	36	84	24	24	36	84
対象者数	710	1,138	1,384	3,232	682	1,081	1,252	3,015	691	1,027	1,288	3,006
受診者数	699	1,157	1,410	3,266	680	1,046	1,229	2,955	685	995	1,259	2,939
受診率	98.5%	101.7%	101.9%	101.1%	99.7%	96.8%	98.2%	98.0%	99.1%	96.9%	97.7%	97.8%
異常なし	481	784	941	2,206	484	706	773	1,963	447	628	760	1,835
経過観察	218	373	469	1,060	196	340	456	992	238	367	499	1,104

② 1歳6か月児健康診査

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計
開催回数	20	25	23	68	23	23	24	70	24	24	24	72
対象者数	810	1,272	1,418	3,500	671	1,078	1,325	3,074	721	1,117	1,202	3,040
受診者数	810	1,256	1,352	3,418	642	1,041	1,273	2,956	739	1,101	1,210	3,050
受診率	100.0%	98.7%	95.3%	97.7%	95.7%	96.6%	96.1%	96.2%	102.5%	98.6%	100.7%	100.3%
異常なし	355	699	771	1,825	284	526	711	1,521	353	666	658	1,677
経過観察	455	557	581	1,593	358	515	562	1,435	386	435	552	1,373

③ 3歳6か月児健康診査

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計
開催回数	20	24	23	67	23	23	23	69	24	24	25	73
対象者数	890	1,221	1,494	3,605	784	1,049	1,186	3,019	781	1,252	1,304	3,337
受診者数	867	1,177	1,399	3,443	759	1,070	1,142	2,971	768	1,227	1,261	3,256
受診率	97.4%	96.4%	93.6%	95.5%	96.8%	102.0%	96.3%	98.4%	98.3%	98.0%	96.7%	97.6%
異常なし	412	689	875	1,976	393	588	694	1,675	394	675	647	1,716
経過観察	455	488	524	1,467	366	482	448	1,296	374	552	614	1,540

④ 予約（経過観察）クリニック

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計	東HC	中HC	西HC	計
開催回数	12	12	12	36	12	12	12	36	12	12	12	36
受診者数	153	288	221	662	166	266	228	660	186	283	274	743
異常なし	54	101	58	213	66	91	82	239	53	102	79	234
経過観察	99	187	163	449	100	175	146	421	133	181	195	509

⑤ 療育相談

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東保健センター	15	12	18
中保健センター	23	31	0
西保健センター	29	25	32
計	67	68	50

(7) 産後ケア事業

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	純実人員	実人員	利用合計	純実人員	実人員	利用合計	純実人員	実人員	利用合計
ショートステイ	215	106	335泊	237	109人	305泊	314	160人	499泊
デイサービス		164	557日		163人	479日		230人	711日
訪問型					23人	30回		76人	157回

※訪問型は令和3年8月より事業開始

(8) 新生児訪問指導

① 新生児訪問指導状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	本年度初回訪問実人員	訪問延人員	本年度初回訪問実人員	訪問延人員	本年度初回訪問実人員	訪問延人員
東保健センター	179	192	189	206	230	244
中保健センター	447	453	412	433	391	426
西保健センター	526	570	642	696	619	667
計	1,152	1,215	1,243	1,335	1,240	1,337

② 未熟児訪問指導状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	本年度初回訪問実人員	訪問延人員	本年度初回訪問実人員	訪問延人員	本年度初回訪問実人員	訪問延人員
東保健センター	51	55	56	62	57	69
中保健センター	80	95	72	87	70	102
西保健センター	85	143	87	110	87	98
計	216	293	215	259	214	269

③ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)訪問状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東保健センター	674	678	662
中保健センター	1,080	1,067	1,012
西保健センター	1,354	1,166	1,303
計	3,108	2,911	2,977

③は①②の訪問を含む。

(9) 歯科保健（歯科健康診査等実施状況）

① 1歳6か月児歯科健康診査

	令和2年度				令和3年度				令和4年度					
	総数	保健センター			総数	保健センター			総数	保健センター				
		東	中	西		東	中	西		東	中	西		
実施回数 (回)	68	20	25	23	70	23	23	24	72	24	24	24		
対象者数 (人)	3,500	810	1,272	1,418	3,074	671	1,078	1,325	3,040	721	1,117	1,202		
受診者数 (人)	3,418	810	1,256	1,352	2,956	642	1,041	1,273	3,050	739	1,101	1,210		
受診率 (%)	97.7	100.0	98.7	95.3	96.2	95.7	96.6	96.1	100.3	102.5	98.6	100.7		
むし歯なし	危険因子少ない(O ₁) (人)	3,069	734	1,144	1,191	2,673	574	980	1,119	2,812	691	1,024	1,097	
	危険因子が多い(O ₂) (人)	293	63	90	140	232	58	57	117	218	45	69	104	
むし歯所見	むし歯経験総本数 (本)	200	31	68	101	141	42	32	67	56	6	27	23	
	むし歯経験有りの人 (人)	56	13	22	21	39	10	10	19	20	3	8	9	
	罹患型別分類	(A) (人)	46	12	14	20	30	7	8	15	18	3	7	8
		(B) (人)	6	0	5	1	6	3	2	1	2	0	1	1
(C) (人)		4	1	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	
一人平均むし歯経験歯数 (本/人)	0.06	0.04	0.05	0.07	0.05	0.07	0.03	0.05	0.02	0.01	0.02	0.02		
むし歯経験者率 (%)	1.6	1.6	1.8	1.6	1.3	1.6	1.0	1.5	0.7	0.4	0.7	0.7		
軟組織の異常 (人)	96	27	30	39	93	16	25	52	134	36	42	56		
咬合異常 (人)	389	89	168	132	316	80	104	132	365	75	138	152		
その他の異常 (人)	147	38	48	61	150	37	54	59	124	31	43	50		

② 3歳6か月児歯科健康診査

	令和2年度				令和3年度				令和4年度					
	総数	保健センター			総数	保健センター			総数	保健センター				
		東	中	西		東	中	西		東	中	西		
実施回数 (回)	67	20	24	23	69	23	23	23	73	24	24	25		
対象者数 (人)	3,605	890	1,221	1,494	3,019	784	1,049	1,186	3,337	781	1,252	1,304		
受診者数 (人)	3,443	867	1,177	1,399	2,971	759	1,070	1,142	3,256	768	1,227	1,261		
受診率 (%)	95.5	97.4	96.4	93.6	98.4	96.8	102.0	96.3	97.6	98.3	98.0	96.7		
むし歯経験無しの人 (人)	2,739	697	902	1,140	2,412	644	878	890	2,871	668	1,088	1,115		
むし歯所見	むし歯経験総本数 (本)	2,462	650	793	1,019	1,888	357	687	844	1,345	359	482	504	
	むし歯経験有りの人 (人)	704	170	275	259	559	115	192	252	385	100	139	146	
	罹患型別分類	(A) (人)	411	113	143	155	378	82	126	170	268	70	97	101
		(B) (人)	160	38	57	65	124	23	51	50	92	24	35	33
		(C ₁) (人)	9	3	5	1	4	0	2	2	5	0	1	4
(C ₂) (人)		124	16	70	38	53	10	13	30	20	6	6	8	
一人平均むし歯経験歯数 (本/人)	0.72	0.75	0.67	0.73	0.63	0.47	0.64	0.74	0.41	0.47	0.39	0.40		
むし歯経験者率 (%)	20.4	19.6	23.4	18.5	18.8	15.2	17.9	22.1	11.8	13.0	11.3	11.6		
軟組織の異常 (人)	62	12	27	23	79	9	32	38	78	12	33	33		
咬合異常 (人)	567	155	210	202	619	121	250	248	614	118	277	219		
その他の異常 (人)	150	53	41	56	137	36	47	54	146	31	61	54		

③ 2歳児・歯科健康相談

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	総数	保健センター			総数	保健センター			総数	保健センター		
		東	中	西		東	中	西		東	中	西
実施回数 (回)	20	6	7	7	18	6	6	6	34	11	11	12
参加人数 (人)	284	66	107	111	279	43	103	133	349	80	106	163

(コロナ禍の影響で令和2、3年度は中止月有り)

④ よい歯のコンクール

	令和元年度				令和2～4年度(中止)			
	総数	保健センター			総数	保健センター		
		東	中	西		東	中	西
案内発送数 (件)	41	9	14	18	/	/	/	/
参加組数 (組)	11	2	2	7	/	/	/	/

(コロナ禍の影響で令和2～4年度は中止)

⑤ 妊婦歯科健診 (委託)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	847	945	1000

(10) 未熟児養育医療給付事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
承認件数	149	138	150

(11) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
承認件数	393	638	255

(※令和4年度をもって事業終了)

(12) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
承認件数	476	382	388

(13) 自立支援医療費 (育成医療) 支給制度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
承認件数	54	44	31

(14) 分娩前ウイルス検査助成事業、寄り添い型支援

		令和3年度	令和4年度
分娩前ウイルス検査	東大阪市民	128	9
	その他		
寄り添い型支援		0	0

※要綱改正により、令和3年度より東大阪市民のみ対象

2) 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき発生届の受理、指定医療機関への入院措置業務をはじめ、患者への積極的な疫学調査をおこない、感染源や経路を追及すると共に、接触者健診等を実施し、感染拡大防止、二次感染予防に努めている。感染症の発生を予防するため、他課とも連携しながら健康教育を実施している。また平成 28 年 2 月 15 日から四類感染症にジカウイルス感染症が追加されるなど、輸入感染症への対応もより求められるところとなっている。平成 30 年 1 月 1 日より百日咳が全数報告疾患となり、風しんの届出が直ちにと変更された。

平成 28 年 1 月市内保育施設で三類感染症腸管出血性大腸菌感染症（O26）の集団感染が発生し、接触者の検査や施設の消毒等感染のまん延対策を実施している。また、施設等集団における感染性胃腸炎やインフルエンザ等のまん延防止対策の調査・相談支援を行っている。平成 28 年 4 月よりインフルエンザの病原体の指定提出機関制度が始まりサーベイランスの強化が測られた。

平成 31 年 2 月、原因不明の重症の感染症の重症例を早期に探知することを目的に、感染症法が改正。同年 4 月より疑似症サーベイランスの運用が開始となった。これに伴い、感染症発生時の迅速な対応および情報集約を目的として、令和元年 6 月 G20 大阪サミット、及び同年 9～10 月ラグビーワールドカップの開催時に、大阪府内全体で強化サーベイランスに取り組んだ。

令和 2 年 2 月 1 日指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症について、市内においては同年 3 月に最初の感染者が確認されて以降、緊急事態宣言の発令や様々な施策を通じて、新規感染者の増加予防並びに集団感染や感染者の急増の防止に取り組んだ。指定感染症の期限が令和 3 年 1 月 31 日から 1 年間延長されたが、期限の定めなく必要な対策が講じられるよう、令和 3 年 2 月 13 日に「新型インフルエンザ等感染症」に法的位置づけが変更され、本市においても引き続き対策に取り組んだ。令和 4 年 9 月 26 日より発生届の届出対象が 4 類型（65 歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、妊婦）に限定され、保健医療体制の強化及び重点化が進められた。令和 5 年 5 月 8 日には法的位置づけが「5 類感染症」に変更され、感染対策の実施については個人や事業者の判断が基本となった。急激な負担を軽減するための移行期間が設けられ、ハイリスク者が多く生活する高齢者施設等に対しては、従業員を対象とする集中的検査や感染対策支援は継続して実施している。

定点把握疾患においては、令和 4 年 12 月頃より 2 年ぶりに季節性インフルエンザの感染者の増加が見られ、新型コロナウイルス感染症との同時流行における感染対策に取り組んだ。

併せて、新型コロナウイルス感染症の感染症分類が 5 類に変更となり定点把握疾患となったものの、高齢者施設等のクラスター対策やその発生動向は今後も注視していく必要がある。

(1) 感染症発生状況

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
一類感染症	エボラ出血熱	0	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0
	痘そう	0	0	0
	南米出血熱	0	0	0
	ペスト	0	0	0
	マールブルグ病	0	0	0
	ラッサ熱	0	0	0
二類感染症	急性灰白髄炎	0	0	0
	結核	104	71	86
	ジフテリア	0	0	0
	重症急性呼吸器症候群	0	0	0
	鳥インフルエンザ (H5N1)	0	0	0
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	4	8	16
	コレラ	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0
	腸チフス	0	0	0
	パラチフス	0	0	0
四類・五類感染症の一部	レジオネラ症	4	6	8
	アメーバ赤痢	0	3	1
	後天性免疫不全症候群	3	4	2
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	4	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	7	8	5
	麻しん	0	0	0
	風しん	0	0	0
	水痘 (入院例)	0	0	0
	A型肝炎	0	0	0
	ウイルス性肝炎 (E. A型肝炎を除く)	1	2	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3	7	8
	ジアルジア症	0	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	0
	梅毒	19	20	33
	ジカウイルス感染症	0	0	0
	デング熱	0	0	0
	E型肝炎	1	1	1
	急性脳炎 (웨스트ナイル脳炎及び日本脳炎を除く)	0	0	0
	播種性クリプトコックス症	0	0	0
	破傷風	0	0	0
	百日咳	1	2	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	0
日本紅斑熱	1	0	0	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	3,496	43,219	102,062(※)

(※)感染症法上の位置付けが令和3年2月13日に「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更。令和4年9月26日以降は、全数届出見直しに伴い届出対象が4類型(65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、妊婦)に限定されたため、新規感染者数は、市内医療機関からの発生届出数と居所が東大阪市の大阪府陽性者登録センター登録数の合計となっている。

(2) エイズ対策

エイズの正しい知識の普及、及び感染防止を図るため、保健所・保健センターにおいてエイズに関する相談に対応するとともに検査を実施している。

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	東保健センター	中保健センター	西保健センター	母子保健感染症課	計	東保健センター	中保健センター	西保健センター	母子保健感染症課	計	東保健センター	中保健センター	西保健センター	母子保健感染症課	計
相談件数	16	4	5	1	26	3	2	0	6	11	5	2	2	15	24
検査数	34	106	61	11	212	32	120	58	17	227	47	135	100	20	302

※専門相談実施回数

令和2年度 53回 令和3年度 53回 令和4年度 53回

(3) 風しん抗体検査

風しんに対する十分な免疫があるかどうかの抗体価を確認し、予防接種が必要かどうかを判断する為の抗体検査を実施している。妊娠を希望する女性等の風しん抗体検査は、令和元年度より保健所実施から医療機関委託実施となっている。また、風しんの追加的対策として、風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が風しん第5期定期接種の対象となり、令和4年3月末までの間、無料で全国の委託医療機関で風しん抗体検査及び予防接種を受けられるようになった。国の方針により3か年延長され令和7年3月31日まで実施となっている。

*妊娠中（特に初期）の女性が風しんに感染すると、先天性風しん症候群の子どもが生まれてくる可能性が高くなる為。

妊娠を希望する女性等の風しん抗体検査数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検査数	421	315	236

風しん第5期男性の風しん抗体検査数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検査数	5,598	1,742	3,177

3) 予防接種

(1) 定期予防接種被接種者数

予防接種法に基づき、百日咳、ジフテリア、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、ロタ、B型肝炎、ヒブ、肺炎球菌、水痘、インフルエンザ等の発生及びまん延を予防することを目的に、市民に対し積極的な接種勧奨を行い、予防接種率を高く維持することに努めている。

		対象年齢	令和2年度		令和3年度		令和4年度		方法
			延べ接種者数	実接種者数 (接種率)	延べ接種者数	実接種者数 (接種率)	延べ接種者数	実接種者数 (接種率)	
ロタ※	ロタリックス	令和2年8月1日以降 生まれで 6週～24週	1,985	/	4,287	/	4,108	/	個別
	ロタテック	令和2年8月1日以降 生まれで 6週～32週	861	/	2,396	/	2,351	/	個別
B型肝炎※		生後1歳未満	9,250	/	8,863	/	8,657	/	個別
ヒブワクチン※		2か月～5歳未満	12,922	/	11,897	/	11,679	/	個別
小児用肺炎球菌ワクチン※		2か月～5歳未満	12,666	/	11,888	/	11,672	/	個別
四種混合(1期)※		3か月～90か月未満	12,885	/	12,098	/	11,477	/	個別
三種混合(1期)※		3か月～90か月未満	/	/	/	/	/	/	個別
二種混合(1期)		3か月～90か月未満	0	/	0	/	0	/	個別
二種混合(2期)		11歳～13歳未満	2,668	/	2,537	/	2,392	/	個別
不活化ポリオ単独		3か月～90か月未満	1	/	0	/	2	/	個別
BCG		5か月～1歳未満	/	3,349 (107.6%)	/	3,031 (101.4%)	/	2,843 (94.7%)	集団・個別※
水痘※		1歳～3歳未満	6,410	/	5,679	/	5,353	/	個別
麻しん風しん混合※	1期	1歳～2歳未満	3,258	/	2,865	/	2,913	/	個別
	2期	就学前1年	/	3,307 (96.6%)	/	3,227 (96.0%)	/	2,843 (94.6%)	
日本脳炎※	1期	6ヶ月～90か月未満	11,977	/	8,149	/	9,770	/	個別
	2期	9歳～13歳未満	2,877	/	1,582	/	3,090	/	
HPV※	定期接種	小学6年～高校1年相当の女子	212	110	1,705	774	1,883	911	個別
	キャッチアップ接種	平成9年度生まれから 平成17年度生まれの女子	212	110	1,705	774	2,435	1139	個別
成人用肺炎球菌※		高齢者 (65歳以上の定期接種該当年齢者及 び60歳～65歳未満で一定の障害を有 する者)	/	3,362	/	2,832	/	2,813	個別
インフルエンザ		高齢者 (65歳以上及び60歳～65歳未満で一 定の障害を有する者)	/	89,674 (65.1%)	/	70,422 (51.3%)	/	81,425 (59.7%)	個別
風しん第5期		昭和37年4月25日～昭和54年4月1日生 まれの男性	929	/	350	/	632	/	個別

接種方法 個別・・・委託医療機関で接種 集団・・・保健センターで接種

※ロタウイルスワクチンは、令和2年10月より定期接種開始。ロタリックス(2回)もしくはロタテック(3回)のどちらかを接種。

※B型肝炎ワクチンは、平成28年10月より定期接種開始。

※ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、平成23年2月1日より市が全額助成を実施。平成25年度より定期接種開始。

※ポリオは、平成24年9月より生ワクチンから不活化ワクチンに変更され、平成24年11月より四種混合ワクチンの接種が開始された。

※BCGワクチンは、保健センターにて集団接種を実施していたが、令和4年10月より医療機関委託を開始。令和4年10月から令和5年3月まで集団接種・個別接種を実施。令和5年4月より個別接種に完全移行した。

※水痘ワクチンは、平成 26 年 10 月より定期接種開始。

※麻しん・風しん混合ワクチンは、平成 20 年度から平成 24 年度に限り、中学 1 年生と高校 3 年生の年齢に相当する者に予防効果を強化するために追加接種の措置事業として実施。

※日本脳炎は、平成 23 年 5 月 20 日から「平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれ」の接種未完了者、平成 25 年 4 月 1 日から「平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれ」の接種未完了者も対象に含む。また、H28 年 8 月より、生後 6 ヶ月の子どもにも接種可能とし、対象に含む。

※HPV ワクチンは、平成 23 年 2 月 1 日から市が全額助成を開始。平成 25 年度に定期接種開始。平成 23 年度は高校 2 年生も全員対象に含み、平成 24 年度は平成 23 年度中に初回及び 2 回目接種した高校 2 年生のみ対象に含む。なお、厚生労働省の勧告により、平成 25 年 6 月 14 日から積極的勧奨の差し控えを行っていたが、令和 3 年 11 月 26 日より積極的勧奨の差し控えを撤廃。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した者に対し、公平な接種機会を確保する観点から従来の定期接種年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を開始。令和 4 年 6 月より積極的勧奨差し控えにより定期接種年齢を過ぎてから令和 4 年 3 月 31 日までに自費で接種した者に対し、接種費用の一部を助成。

※平成 25 年 1 月 30 日から長期にわたる重篤な疾患等のため、定期接種を受けられなかった場合の特例措置を開始。

※令和 2 年 10 月より生後 4 か月未満で、里帰り等により市外医療機関等で接種を希望する場合、償還払いを行う助成制度を開始。令和 5 年 4 月より年齢制限を撤廃し、市外医療機関等との委託契約を開始。

※成人用肺炎球菌ワクチンは平成 26 年 10 月より定期接種開始。

※平成 31 年 4 月より令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性に風しん第 5 期定期接種を行っていたが、国の方針により 3 か年延長され、令和 7 年 3 月 31 日まで実施。

(2) 新型コロナウイルス予防接種

予防接種法に基づく臨時接種として、新型コロナウイルス感染症のまん延を予防することを目的に、令和 3 年 2 月より初回接種(1・2 回目)、令和 3 年 12 月より第一期追加接種(3 回目)、令和 4 年 2 月より小児接種(5 歳から 11 歳)、5 月より第二期追加接種(4 回目)、9 月よりオミクロン株対応ワクチン接種、10 月より乳幼児接種(6 か月から 4 歳)、令和 5 年 3 月より小児追加接種(オミクロン株対応ワクチン)を開始。なお接種は、市内の委託医療機関で個別接種、もしくは集団接種会場で集団接種を実施している。

	令和 3 年度	令和 4 年度	方法
	延べ接種者数	延べ接種者数	
1 回目	372,943	4,118	個別 集団
2 回目	371,824	5,463	個別 集団
3 回目	181,484	116,609	個別 集団
4 回目		192,051	個別 集団
オミクロン株 対応ワクチン		191,712	個別 集団

※3 回目・4 回目の接種者数にはオミクロン株対応ワクチンを含む。

(3) 造血幹細胞移植後骨髄移植等再接種費用助成事業

平成 30 年 4 月より、骨髄移植等の治療により定期接種で獲得した免疫が低下および消失した 20 歳未満の東大阪市民に対して、感染症予防のため再接種費用の助成を開始。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実接種者数	3	0	0
延べ接種者数	10	0	0

4) 結核対策

結核予防法が廃止され、平成 19 年 4 月 1 日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合された。感染症法を根拠とした場合の大きな変更点は、初発患者の感染源の究明や患者の接触者の把握等を目的とした調査に関する法的根拠（感染症法第 15 条）が明確になったことである。

平成 30 年 4 月に、厚生労働省より「高齢者における結核発病患者の早期発見対策について」として、結核の感染拡大を防止し、罹患率を低下させるために、高齢者における結核発病患者の早期発見の方法を効率的・効果的に進め、対策を一層加速させる必要があるとされた。感染症法第 53 条の 2 に基づき市町村長が 65 歳以上の住民に実施する定期の健康診断について、80 歳以上の者に特に重点を置いて実施し、結核患者の早期発見を図るよう周知徹底が求められた。本市においても、高齢者の結核発病患者の早期発見啓発に取り組んでいる。

国レベルでは、「結核の感染の鎖を断ち切るのは治療であり、治療こそ最善の予防である」とされ、患者の治療の徹底への取り組みが強化されてきた。

本市においても結核対策業務として、予防接種の受診率向上に加え、患者への確実な服薬のための支援を強化し、患者の発生にともなう接触者健診の徹底に力を注いでいるところではあるが、平成 28 年 3 月・平成 30 年 6 月・令和 2 年 2 月に結核の集団感染事例が発生し、発病者への服薬支援や接触者健診等のまん延防止の対策の徹底を図っている。

新登録患者を年齢別にみると、60 歳以上の占める割合が 7 割を超えている。また、新登録規患者罹患率(人口 10 万対)は単年では増減するが、徐々に減少をしている。

令和 3 年の結核罹患率(人口 10 万対)は 9.2 であり、前年と比べ 0.9 減少し、結核低まん延国となった。東大阪市においても罹患率は年々減少しているものの、国の罹患率より未だ高い現状であり、外国人技能実習生の企業や寮などの感染者も増加傾向にあるため、その動向を注視し対策を講じていく必要がある。

結核対策

1. 確実な服薬を支援する (DOTS 事業※)

治療を完遂させるために、患者に合わせた服薬支援を実施する。

2. 結核患者の早期発見

医師に対する講習会等を行い、診断の遅れを防ぐ。

有症状時に早期受診できるよう市民や高齢者施設等への啓発をおこなう。

3. 接触者健診で患者の早期発見と予防的治療の徹底

患者家族や患者との接触者に対する健診を徹底し、新たな患者の早期発見と感染を受けた者への発病予防策を早期に講じる。

4. 乳児の BCG 接種の徹底をはかる。

※ DOTS は、Directory Observed Treatment with Short-Course の略で、結核患者の治療完了をめざし多剤耐性患者をつくらないようにするために、確実に服薬したことを確認し、患者の治療成績を報告し、その評価を行う戦略のことである。

(1) 結核新登録者数

	人 口 10月1日 現在推計	新 登 録 患 者					罹 患 率	潜 在 性 結 核
		患 者 総 数	内 訳					
			活 動 性 肺 結 核			活 動 性 肺 外 結 核		
			喀 痰 陽 性 塗 抹	核 菌 陽 性 結	そ の 他 結			
令和2年	492,488	90	37	20	19	14	18.3	27
令和3年	488,721	60	24	12	9	15	12.3	14
令和4年	487,999	59	29	13	4	13	12.1	23

(2) 新登録患者罹患率の推移（人口10万対）

	東大阪市	大阪府 (政令市除く)	大阪市	堺市	全国
令和2年	18.3	13.1	21.0	16.2	10.1
令和3年	12.3	10.3	18.6	14.5	9.1
令和4年	12.1	9.95	17.4	14.6	8.2

※令和4年は暫定値

※令和4年の大阪府（政令市除く）の数値については、低まん延国の基準である10.0を下回っていることを明示するため小数点第2位まで記載。

(3) 年末現在登録者数の推移

	総数	登 録 総 数	活 動 性 結 核					不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明
			活 動 性 肺 結 核				活 動 性 肺 外 結 核		
			総 数	喀 痰 陽 性 塗 抹	核 菌 陽 性 結	そ の 他 結			
令和2年	193	68	56	28	14	14	12	115	10
令和3年	144	38	25	13	7	5	13	101	5
令和4年	119	29	22	13	7	2	7	89	1

(4) 年末現在登録除外数の推移

	登 録 除 外 総 数	死 亡		治 癒	転 出	転 症	そ の 他
		結 核 死	結 核 外 死 亡				
令和2年	89	5	23	52	7	2	0
令和3年	117	5	29	69	8	4	2
令和4年	89	6	26	46	9	0	2

(5) 感染症の診査に関する協議会診査件数

令和2年度	284(122)
令和3年度	175(61)
令和4年度	185(86)

(6) 医療費の公費負担件数

	通院患者		入院を要する患者	
	申請数	承認数	申請数	承認数
令和2年度	161	160	42	42
令和3年度	114	113	23	23
令和4年度	99	99	33	33

※ 通院患者には継続申請を含む

(7) 管理検診実施数

	対象数	受診数	実施場所の内訳			結 果	
			保健所	医療機関	その他	異常なし	要治療
令和2年度	237	232	81	54	97	231	1
令和3年度	210	202	78	50	74	201	1
令和4年度	167	163	38	38	87	162	1

(8) 家族及び接触者の健診

	対象数	受診数	実施場所の内訳			結 果		
			保健所	医療機関	その他	潜在性結核感染症	要治療	
令和2年度	家族	104	103	82	14	7	5	1
	接触者	237	236	130	14	92	9	2
令和3年度	家族	64	63	52	5	7	3	3
	接触者	252	252	165	21	66	8	0
令和4年度	家族	72	72	39	24	9	2	0
	接触者	171	170	156	46	35	7	1

(9) 服薬支援 (DOTS 状況)

	対象数	服薬確認種別		
		医療機関 薬 局	訪 問 面 接	連絡確認
令和2年	129	26	74	29
令和3年	62	16	45	1
令和4年	98	28	61	9

(10) 住民健康診断

	住民健診	
	受診数	患者発見
令和2年度	13,017	0
令和3年度	13,511	0
令和4年度	13,695	0

5) 老成人保健

健康増進法に基づく健康増進事業として健康教育・健康相談・訪問指導・がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）・肝炎ウイルス検診・成人歯科健診を実施し、健康管理に対する意識を高め、生活習慣病を予防し、健康増進を図るよう努めている。また、要介護状態になることを防ぐため、介護予防事業を実施している。健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に公布され、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、受動喫煙対策を推進している。

現在、第2次東大阪市健康増進計画や東大阪市歯科口腔保健計画に基づき、「健康に生活できるまちづくり」の実現への取り組みを行っている。

また「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、大阪府の行う指定難病の医療費の公費申請窓口となり、患者及び家族の療養生活に関する相談、家庭訪問を行っている。

(1) がん検診受診者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん検診			
受診者数	11,596人	11,826人	11,282人
胃エックス線	9,560人	9,323人	8,675人
胃内視鏡	2,036人	2,503人	2,607人
受診率	12.1%	11.2%	11.0%
肺がん検診			
受診者数	19,770人	20,351人	20,772人
個別	18,348人	18,879人	19,245人
集団	1,422人	1,472人	1,527人
受診率	12.6%	13.0%	13.3%
大腸がん検診			
受診者数	20,557人	20,902人	21,255人
個別	20,499人	20,787人	21,037人
集団	58人	115人	218人
受診率	13.1%	13.3%	13.6%
子宮がん検診			
受診者数	13,550人	13,907人	13,901人
受診率	22.8%	22.5%	22.7%
乳がんマンモグラフィ検診			
受診者数	9,381人	10,033人	9,807人
個別	8,467人	9,010人	8,753人
集団	914人	1,023人	1,054人
受診率	20.0%	19.6%	19.8%
肝炎検診受診者数	1,380人	1,172人	1,372人

○受診率の算出方法

1年に1回のがん検診（大腸・肺）の場合

$$\text{受診者数} / \text{*対象者数} \times 100$$

2年に1回のがん検診（胃・乳・子宮）の場合

$$(\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - \text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数}) / \text{*対象者数} \times 100$$

*対象者数は市町村人口－就業者数＋農林水産業従事者数で算出した推計対象者数。27年度国勢調査から算出している。

○胃がん検診（胃内視鏡検査）は、平成30年1月より開始している。

(2) 個別健康教育実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
東保健センター	参加実人数	1	0	0
中保健センター	参加実人数	0	2	0
西保健センター	参加実人数	3	0	1
計	参加実人数	4	2	1

○個別健康教育については、喫煙教育のみ実施

(3) 集団健康教育実施状況

令和2年度

		合計	内 訳					
			歯周疾患	ロコモ	COPD	薬	病態別	一般
東保健センター	開催回数	34	0	3	0	0	29	2
	参加延人数	439	0	39	0	0	382	18
中保健センター	開催回数	20	0	2	0	0	1	17
	参加延人数	247	0	25	0	0	11	211
西保健センター	開催回数	21	0	1	0	0	15	5
	参加延人数	378	0	32	0	0	208	138
健康づくり課	開催回数	11	0	1	1	0	9	0
	参加延人数	316	0	19	47	0	250	0
計	開催回数	86	0	7	1	0	54	24
	参加延人数	1,380	0	115	47	0	851	367

令和3年度

		合計	内 訳					
			歯周疾患	ロコモ	COPD	薬	病態別	一般
東保健センター	開催回数	24	0	9	0	0	15	0
	参加延人数	260	0	163	0	0	97	0
中保健センター	開催回数	9	1	0	0	0	0	8
	参加延人数	65	5	0	0	0	0	60
西保健センター	開催回数	10	1	0	0	0	4	5
	参加延人数	170	29	0	0	0	55	86
健康づくり課	開催回数	8	0	0	1	0	4	3
	参加延人数	389	0	0	29	0	67	293
計	開催回数	51	2	9	1	0	23	16
	参加延人数	884	34	163	29	0	219	439

令和4年度

		合計	内 訳					
			歯周疾患	ロコモ	COPD	薬	病態別	一般
東保健センター	開催回数	53	0	24	0	0	29	0
	参加延人数	770	0	491	0	0	279	0
中保健センター	開催回数	58	4	4	1	0	5	44
	参加延人数	560	42	84	12	0	31	391
西保健センター	開催回数	39	2	3	0	0	17	17
	参加延人数	575	22	101	0	0	197	255
健康づくり課	開催回数	18	0	0	1	0	16	1
	参加延人数	997	0	0	30	0	916	51
計	開催回数	168	6	31	2	0	67	62
	参加延人数	2,902	64	676	42	0	1,423	697

(4) 健康相談実施状況

令和2年度

		合計	内 訳							総合相談
			高血圧	高脂血症	糖尿病	歯周疾患	骨粗鬆症	女性の健康	病態別	
東保健センター	開催回数	258	1	0	18	3	4	17	141	74
	参加延人数	1,563	1	0	21	6	79	284	881	291
中保健センター	開催回数	258	0	0	9	4	9	19	120	97
	参加延人数	1,952	0	0	10	14	184	372	922	450
西保健センター	開催回数	213	1	0	12	6	4	13	140	37
	参加延人数	1,944	2	0	15	50	131	367	1,138	241
健康づくり課	開催回数	458	0	0	0	0	0	0	385	73
	参加延人数	2,143	0	0	0	0	0	0	1,808	335
計	開催回数	1,187	2	0	39	13	17	49	786	281
	参加延人数	7,602	3	0	46	70	394	1,023	4,749	1,317

令和3年度

		合計	内 訳							総合相談
			高血圧	高脂血症	糖尿病	歯周疾患	骨粗鬆症	女性の健康	病態別	
東保健センター	開催回数	318	2	0	21	3	4	8	168	112
	参加延人数	1,113	3	0	25	10	7	23	587	458
中保健センター	開催回数	436	1	0	15	6	7	13	308	86
	参加延人数	2,361	7	0	23	45	167	176	1820	123
西保健センター	開催回数	348	0	0	15	4	3	13	228	85
	参加延人数	2,304	0	0	31	45	118	437	1,252	421
健康づくり課	開催回数	263	0	0	0	0	0	0	210	53
	参加延人数	1,247	0	0	0	0	0	0	995	252
計	開催回数	1,365	3	0	51	13	14	34	914	336
	参加延人数	7,025	10	0	79	100	292	636	4,654	1,254

令和4年度

		合計	内 訳							総合相談
			高血圧	高脂血症	糖尿病	歯周疾患	骨粗鬆症	女性の健康	病態別	
東保健センター	開催回数	440	4	0	17	11	6	22	240	140
	参加延人数	2,340	4	0	21	47	121	308	1265	574
中保健センター	開催回数	335	0	1	19	13	18	12	217	55
	参加延人数	2,133	0	1	25	72	220	179	1411	225
西保健センター	開催回数	406	0	0	19	15	6	13	273	80
	参加延人数	2,851		0	46	95	164	364	1,667	515
健康づくり課	開催回数	258	0	0	0	0	0	0	223	35
	参加延人数	1,130	0	0	0	0	0	0	959	171
計	開催回数	1,439	4	1	55	39	30	47	953	310
	参加延人数	8,454	4	1	92	214	505	851	5,302	1,485

(5) 骨密度測定検査実施状況

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
開催回数	受診者延人数		開催回数	受診者延人数		開催回数	受診者延人数	
21	男	54	19	男	53	32	男	119
	女	389		女	411		女	999
	計	443		計	464		計	1,118

(6) 訪問指導

被訪問指導者	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
	1,344	747	585	1,161	649	1,361

(7) 成人歯科健診受診状況

満30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を対象に成人歯科健診を実施。後期高齢者医療の被保険者については、平成30年度から大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する歯科健診の対象となったため、市の成人歯科健診は実施していない。75歳、80歳については、生活保護受給中の方のみ実施している。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
30歳	男	32	32	25
	女	38	41	61
	合計	70	73	86
35歳	男	41	54	47
	女	59	55	59
	合計	100	109	106
40歳	男	83	72	55
	女	134	102	85
	合計	217	174	140
45歳	男	65	88	66
	女	120	120	106
	合計	185	208	172
50歳	男	103	112	113
	女	171	148	168
	合計	274	260	281
55歳	男	102	84	96
	女	148	117	177
	合計	250	201	273
60歳	男	90	92	99
	女	149	132	162
	合計	239	224	261
65歳	男	90	88	1
	女	138	132	145
	合計	228	220	236
70歳	男	141	160	131
	女	216	242	189
	合計	357	402	320
75歳	男	2	2	5
	女	4	7	6
	合計	6	9	11
80歳	男	2	6	5
	女	1	6	6
	合計	3	12	11
合計	男	751	790	733
	女	1,178	1,102	1,163
	合計	1,929	1,892	1,897

(8) 介護予防事業実施状況

① 介護予防普及啓発事業実施状況

※単発事業（1回完結の講座、教室）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実施回数	被指導延べ人員	実施回数	被指導延べ人員	実施回数	被指導延べ人員
東保健センター	1	11	4	88	13	171
中保健センター	6	123	1	13	7	91
西保健センター	1	11	1	14	6	78
保健所	10	159	5	121	15	455
計	18	304	11	236	41	795

※継続事業（複数回1クールの講座、教室）

令和2年度

	実施施設数	実施回数	被指導実人員	被指導延べ人員
東保健センター	1	4	18	61
中保健センター	2	15	42	229
西保健センター	2	6	24	64
保健所	0	0	0	0
計	5	25	84	354

令和3年度

	実施施設数	実施回数	被指導実人員	被指導延べ人員
東保健センター	1	5	26	84
中保健センター	0	0	0	0
西保健センター	1	3	23	57
保健所	0	0	0	0
計	2	8	49	141

令和4年度

	実施施設数	実施回数	被指導実人員	被指導延べ人員
東保健センター	1	7	22	127
中保健センター	2	9	14	70
西保健センター	2	5	57	57
保健所	0	0	0	0
計	5	21	93	254

② 地域介護予防活動支援事業実施状況

※単発事業（1回完結の講座、教室）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実施回数	被指導人員	実施回数	被指導人員	実施回数	被指導人員
東保健センター	2	30	2	28	6	132
中保健センター	6	108	3	108	9	219
西保健センター	13	339	4	76	23	585
保健所	0	0	0	0	0	0
計	21	477	9	212	38	936

※継続事業（複数回1クールの講座、教室）

令和2年度

	実施施設数	実施回数	被指導実人員	被指導延べ人員
東保健センター	4	27	106	358
中保健センター	2	11	59	220
西保健センター	7	30	148	456
保健所	1	3	22	27
計	14	71	335	1,061

令和3年度

	実施施設数	実施回数	被指導実人員	被指導延べ人員
東保健センター	4	23	33	170
中保健センター	4	20	77	237
西保健センター	5	22	92	325
保健所	1	4	26	41
計	14	69	228	773

令和4年度

	実施施設数	実施回数	被指導実人員	被指導延べ人員
東保健センター	4	38	70	414
中保健センター	4	53	107	685
西保健センター	6	48	156	694
保健所	1	7	24	102
計	15	146	357	1,895

(9) 指定難病医療費助成受給者数

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、大阪府の行う指定難病の医療費の公費申請窓口となり、患者及び家族の療養生活に関する相談、家庭訪問を行っている。

難病対策事業 指定難病医療費助成受給者数

Table with columns for Disease No., Target Diseases, Fiscal Year (令和2年度, 令和3年度, 令和4年度), Total, and Regional Centers (東保健, 中保健, 西保健). Rows include various conditions like 1 球脊髄性筋萎縮症, 2 筋萎縮性側索硬化症, etc., up to 70 広範脊柱管狭窄症.

疾病番号	対象疾患	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		総数	東保健センター	中保健センター	西保健センター	総数	東保健センター	中保健センター	西保健センター	総数	東保健センター	中保健センター	西保健センター
310	先天異常症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31001	先天異常症候群(1q部分重複症候群)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31002	先天異常症候群(9q34欠失症候群)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31003	先天異常症候群(コルネリア・デランゲ症候群)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31004	先天異常症候群(スマス・レムリ・オピッツ症候群)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
315	ネイルパテラ症候群(爪棘蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
317	三頭筋素欠損症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファテジリノシトール(GPI)欠損症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
321	非ケトーシス型高グリシ血症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32401	メチルグルタコン酸尿症(I型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32402	メチルグルタコン酸尿症(II型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32403	メチルグルタコン酸尿症(III型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32501	遺伝性自己炎症疾患(NLRG4異常症)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32502	遺伝性自己炎症疾患(ADA2欠損症)	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1
32503	遺伝性自己炎症疾患(エカルディ・グティエール症候群)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32504	遺伝性自己炎症疾患(A20ハプロ不全症)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
326	大理石骨病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
327	特異性血球症(遺伝性血球性素因によるものに限る。)	3	1	0	2	2	1	0	1	1	0	0	1
328	前眼部形成異常	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
329	無虹彩症	1	0	1	0	1	0	1	0	3	2	1	0
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33001	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症(先天性気管狭窄症)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33002	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症(先天性声門下狭窄症)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
331	特異性多中心性キャスルマン病	4	2	2	0	7	3	2	2	6	3	2	1
332	膠様敵状角膜ジストロフィー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
335	ネフロン癆	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
336	家庭性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
337	ホモシステチン尿症	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	総数	4505	1226	1447	1832	4632	1255	1517	1860	4825	1352	1565	1908

(10) 被爆者健康診断受診状況

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目	第1回目	第2回目
対象者	199	210	208	201	178	190
受診者	27	22	0	25	23	29
要精検者	1	1	0	0	0	1

6) 食育・栄養改善

乳幼児から高齢者までライフステージに応じた切れ目のない栄養施策を展開し、市民の健康増進・疾病予防を図っている。食生活改善推進員の養成や食生活改善推進協議会、地域活動栄養士会等への支援を通して、市民に広く普及啓発を行っている。また、令和4年3月に「第4次東大阪市食育推進計画」を策定し、食育推進ネットワーク会議の参画団体等とともに食育を推進している。「健康寿命の延伸」を目的として、生涯にわたる食育に取り組んでいるが、特に、「若い世代」を重点的な取り組みに位置付けている。令和5年度からは包括連携協定に基づく新規事業を行うことにより、若い世代に広くアプローチできるように取り組んでいる。

食環境の整備を図るため、飲食店の栄養成分表示指定事業により、市民への健康づくりにつながる情報提供を行うなど、食環境整備を図っている。事業所等の特定給食施設等に対しては、利用者に応じた食事の計画や調理、栄養の評価・改善を目的として、巡回指導や喫食者教育等を行っている。給食施設間でのネットワークづくりを促進し、給食の質の向上が図られるように、集団給食研究会を支援している。

令和2年4月1日から義務化された一般用加工食品の栄養成分表示について、適切な表示がなされるように、事業者への指導・相談を行っている。

(1) 栄養指導

① 集団指導（内容別）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
健康づくり課	計	32	273	21	624	33	3,096
	妊産婦	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	0	0	0
	生活習慣病	0	0	0	0	0	0
	健康増進	2	115	8	485	19	3,026
	地区組織育成	30	158	13	139	14	70
東保健センター	計	42	379	47	399	89	1,167
	妊産婦	3	6	2	9	4	30
	乳幼児	5	55	5	56	12	101
	生活習慣病	15	139	6	46	17	153
	健康増進	9	93	16	215	41	797
	地区組織育成	10	86	18	73	15	86
中保健センター	計	51	326	66	509	162	1,257
	妊産婦	2	5	7	50	5	43
	乳幼児	5	36	5	55	12	104
	生活習慣病	8	75	8	66	19	116
	健康増進	13	144	15	266	55	708
	地区組織育成	23	66	31	72	71	286
西保健センター	計	46	429	59	533	109	897
	妊産婦	1	3	6	49	6	60
	乳幼児	5	55	3	15	12	104
	生活習慣病	7	56	7	55	21	166
	健康増進	19	289	16	330	45	466
	地区組織育成	14	26	27	84	25	101
計		171	1,407	193	2,065	393	6,417

合 計	妊産婦	6	14	15	108	15	133
	乳幼児	15	146	13	126	36	309
	生活習慣病	30	270	21	167	57	435
	健康増進	43	641	55	1,296	160	4,997
	地区組織育成	77	336	89	368	125	543

② 個別指導（対象者別）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康づくり課	計	8	1	210
	妊産婦	0	0	0
	乳幼児	3	0	0
	20歳未満	0	0	0
	20歳以上	5	1	210
東保健センター	計	534	450	511
	妊産婦	2	1	2
	乳幼児	247	212	279
	20歳未満	0	0	0
	20歳以上	285	237	230
中保健センター	計	820	813	774
	妊産婦	1	1	0
	乳幼児	516	499	430
	20歳未満	0	1	0
	20歳以上	303	312	344
西保健センター	計	849	842	752
	妊産婦	1	7	1
	乳幼児	422	443	430
	20歳未満	0	2	0
	20歳以上	426	390	321
合 計	計	2,211	2,106	2,247
	妊産婦	4	9	3
	乳幼児	1,188	1,154	1,139
	20歳未満	0	3	0
	20歳以上	1,019	940	1,105

③ 糖尿病個別食事相談（再掲・個別指導）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計	69	65	91
東保健センター	13	24	30
中保健センター	12	24	31
西保健センター	44	17	30

(2) 給食施設指導実施状況

			令和2年度	令和3年度	令和4年度
個別 指導	大規模特定給食施設 (1回300食以上または1日750食以上)	栄養士のいる施設	3	10	8
		栄養士のいない施設	2	3	0
	特定給食施設 (1回100食以上または1日250食以上)	栄養士のいる施設	53	96	104
		栄養士のいない施設	21	42	26
	その他の給食施設 (1回50食以上または1日100食以上)	栄養士のいる施設	15	51	39
		栄養士のいない施設	13	34	27
計			107	236	204
集団 指導	回数		11	6	20
	施設数		101	378	476
合計			208	614	680

(3) 外食栄養成分表示推進事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規指定店舗数	1	0	4
指定店舗数累計	710	710	714
指定店舗現在数	465	444	435
指定店指導回数	4	8	27

(4) 食品表示法（栄養成分表示）等の指導状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導回数	68	15	34

(5) 食育推進事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加人数	342	872	5,037
実施回数	26	170	118

(6) 研修及び実習生の受け入れ状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大阪樟蔭女子大学	60	60	59

(7) 国民健康・栄養調査

令和2年度 ※コロナ禍により中止

令和3年度 ※コロナ禍により中止

令和4年度 1地区 12世帯 17名

7) 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の医療及び福祉に関する相談に応じ訪問指導を行うとともに集団指導を実施し、適正な医療の提供と社会復帰及び自立の促進に必要な援助を行っている。又、精神障害者保健福祉手帳の交付や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・自立支援医療費（精神通院医療）の申請受付業務のほか、アルコール関連問題対策、精神保健福祉に関する普及・啓発活動及び精神障害者の成年後見制度市長申立て等、地域の関係機関との連携により精神障害者の地域生活支援に取り組んでいる。また、自殺対策基本法に基づき、平成31年3月に誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す「いのち支える東大阪市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進していく。

(1) 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

	東保健センター	中保健センター	西保健センター	計
令和2年度	2,174	2,812	4,995	9,981
令和3年度	2,376	3,088	5,292	10,756
令和4年度	2,478	3,208	5,512	11,198

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

	東保健センター	中保健センター	西保健センター	計
令和2年度	1,102	1,461	2,857	5,420
令和3年度	1,178	1,529	2,960	5,667
令和4年度	1,280	1,678	3,106	6,064

(3) 相談・訪問

実人員、延回

		相談実人数	相談延べ回数	訪問実人数	訪問延べ回数
令和2年度	東保健センター	210	1,034	55	152
	中保健センター	338	2,618	103	276
	西保健センター	371	2,542	104	295
	計	919	6,194	262	723
令和3年度	東保健センター	215	902	50	125
	中保健センター	335	2,797	114	384
	西保健センター	354	2,376	98	324
	計	904	6,075	262	833
令和4年度	東保健センター	191	765	27	78
	中保健センター	354	3,265	112	483
	西保健センター	286	1,656	82	258
	計	831	5,686	221	819

実施者別の件数（相談 1 件につき実施者は複数回答）

			精神保健福祉相談員	医師	臨床心理担当者	保健師	その他
令和2年度	東保健センター	相談	1,033	15	0	7	0
		訪問	152	5	0	4	0
	中保健センター	相談	2,604	19	15	14	2
		訪問	275	10	1	1	0
	西保健センター	相談	2,524	17	19	0	0
		訪問	295	9	0	0	0
	計	相談	6,161	51	34	21	2
		訪問	722	24	1	5	0
令和3年度	東保健センター	相談	898	18	0	12	0
		訪問	125	1	0	0	0
	中保健センター	相談	2,776	21	22	15	2
		訪問	382	7	0	4	0
	西保健センター	相談	2,365	16	11	4	0
		訪問	324	3	0	0	0
	計	相談	6,039	55	33	31	2
		訪問	831	11	0	4	0
令和4年度	東保健センター	相談	763	15	0	29	0
		訪問	77	3	0	1	0
	中保健センター	相談	3,246	21	19	14	0
		訪問	483	3	0	0	0
	西保健センター	相談	1,640	12	16	3	0
		訪問	257	4	0	0	0
	計	相談	5,649	48	35	46	0
		訪問	817	10	0	1	0

(4) 集団指導

		開催回数	参加延人数
令和2年度	東保健センター	5	15
	中保健センター	8	10
	西保健センター	0	0
	計	13	25
令和3年度	東保健センター	0	0
	中保健センター	0	0
	西保健センター	0	0
	計	0	0
令和4年度	東保健センター	0	0
	中保健センター	0	0
	西保健センター	0	0

8) 公害健康被害補償給付事業

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気系公害健康被害患者の更新事務、療養の給付及び障害補償費、遺族補償費の支給等を行っている。なお、昭和63年3月1日の法改正に伴い、指定地域の解除により新規認定は行わなくなった。

(1) 等級別認定状況

	令和2年度			令和3年度			前年度 同期比	令和4年度			前年度 同期比
	児童	大人	計	児童	大人	計		児童	大人	計	
特級	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-
1級	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-
2級	0	13	13	0	13	13	0.00	0	13	13	0.00
3級	0	779	779	0	749	749	-3.85	0	725	725	-3.20
級外	0	188	188	0	185	185	-1.60	0	182	182	-1.62
計	0	980	980	0	947	947	-3.37	0	920	920	-2.85

(2) 認定状況 (累計)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定	(a)	4,984	4,984	4,984
転入	(b)	436	438	439
(a) + (b) = (c)		420	5,422	5,423
失効	死亡	2,223	2,257	2,283
	治癒	87	87	87
	期間満了	1,680	1,680	1,681
	更新拒否	17	17	17
	転出	418	419	420
	その他	15	15	15
小計	(d)	4,440	4,475	4,503
患者累計 (c) - (d)		980	947	920

(3) 地区別公害認定患者数

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	東HC	中HC	西HC	市外	計	東HC	中HC	西HC	市外	計	東HC	中HC	西HC	市外	計
慢性気管支炎	11	10	52	13	86	9	8	49	13	79	8	7	45	12	72
気管支ぜん息	144	221	335	188	888	140	215	321	186	862	135	213	308	186	842
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肺気腫	0	1	3	2	6	0	1	3	2	6	0	1	3	2	6
合計	155	232	390	203	980	149	224	373	201	947	143	221	356	200	920

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	東HC	中HC	西HC	市外	計	東HC	中HC	西HC	市外	計	東HC	中HC	西HC	市外	計
特級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2級	2	5	5	1	13	2	5	5	1	13	1	5	5	2	13
3級	128	170	335	146	779	122	162	321	144	749	118	159	305	144	726
級外	25	57	50	56	188	25	57	47	56	185	24	57	46	54	181
合計	155	232	390	203	980	149	224	373	201	947	143	221	356	200	920

9) 保健師活動

地域における保健師の活動においては、社会状況の変化を踏まえ、市民や地域のニーズに対応した展開をするために、めざすべき基本的な方向性として「市民主体の健康なまちづくり」「保健師活動における連携の強化」「災害対策及び健康危機管理体制の確保」があげられる。具体的な活動は以下のとおりである。

保健師活動

- ① 個人の健康問題の共通点や地域特性等から地域の健康課題や関連施策を総合的に捉え、個から集団へ、集団から地域へと視点を発展させ健康問題を把握して、その解決に取り組む。
- ② 健康問題の解決に向けて住民や組織をつなぎ、自助、共助などの住民主体の行動を引き出し地域に根付かせる。
- ③ 日頃の活動を通じて、健康課題やそれに付随する家族問題等が顕在化する前の段階からその可能性を予見し、予防的に関与する。
- ④ 健康課題に気付いていない、あるいは支援の必要性を訴えることができない住民等に対し、義務や契約に基づかないアプローチを行う。
- ⑤ 家庭訪問や健康づくり活動等の地区活動を通じて地域に入り、住民やその生活の場に直接関わり、地域の実態を把握する。
- ⑥ 個々の事例に共通する要因や潜在しているニーズを地域課題として捉え、その地域特性に応じた活動を展開する。
- ⑦ 災害対策及び健康危機管理体制の構築を図り、大規模災害発生時及び健康危機事案発生時の健康問題解決に向けた活動を行う。

上記の活動の中の直接的なサービス提供である個別支援の活動数は次の表のとおりである。

(1) 家庭訪問・面接・電話相談別実施状況
令和2年度

		家庭訪問		面接相談		電話相談		
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	
感染症(結核を除く)	新	42	0.6%	43	0.7%	1,409	12.5%	
	継	10	0.2%	2	0.0%			
結核	新	74	1.1%	93	1.5%	524	4.7%	
	継	356	5.5%	167	2.6%			
精神保健	新	29	0.4%	26	0.4%	223	2.0%	
	継	75	1.2%	22	0.3%			
難病	新	170	2.6%	599	9.4%	436	3.9%	
	継	181	2.8%	84	1.3%			
生活習慣病	39歳以下	新	1	0.0%	2	0.0%	4	0.0%
		継	0	0.0%	5	0.1%		
	40歳以上	新	91	1.4%	98	1.5%		
		継	54	0.8%	42	0.7%		
心身障害	39歳以下	新	20	0.3%	7	0.1%	71	0.6%
		継	72	1.1%	15	0.2%		
	40歳以上	新	13	0.2%	12	0.2%		
		継	20	0.3%	10	0.2%		
その他の疾患	新	33	0.5%	99	1.5%	307	2.7%	
	継	42	0.6%	31	0.5%			
妊婦	新	137	2.1%	3,562	55.7%	761	6.8%	
	継	104	1.6%	41	0.6%			
産婦	新	1,195	18.4%	123	1.9%	860	7.6%	
	継	404	6.2%	68	1.1%			
新生児	新	295	4.5%	21	0.3%	290	2.6%	
	継	35	0.5%	2	0.0%			
未熟児	新	221	3.4%	45	0.7%	230	2.0%	
	継	79	1.2%	19	0.3%			
乳児	新	1,004	15.5%	275	4.3%	2,178	19.4%	
	継	516	7.9%	187	2.9%			
幼児	新	620	9.5%	279	4.4%	3,000	26.7%	
	継	483	7.4%	173	2.7%			
学童以上	新	16	0.2%	14	0.2%	256	2.3%	
	継	7	0.1%	0	0.0%			
長期療養児	新	42	0.6%	119	1.9%	163	1.4%	
	継	56	0.9%	108	1.7%			
計		6,497	100.0%	6,393	100.0%	11,248	100.0%	
(再掲)	児童虐待	新	316		85		1,051	
	(疑い含)	継	665		208			
不在		537						
合計		7,034						

令和3年度

		家庭訪問		面接相談		電話相談		
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	
感染症（結核を除く）	新	23	0.4%	100	1.6%	902	8.3%	
	継	3	0.1%	5	0.1%			
結核	新	55	1.0%	57	0.9%	329	3.0%	
	継	218	4.1%	119	1.9%			
精神保健	新	34	0.6%	26	0.4%	187	1.7%	
	継	80	1.5%	36	0.6%			
難病	新	165	3.1%	1,707	27.6%	1,133	10.4%	
	継	156	2.9%	118	1.9%			
生活習慣病	39歳以下	新	0	0.0%	6	0.1%	21	0.2%
		継	0	0.0%	8	0.1%		
	40歳以上	新	64	1.2%	92	1.5%	594	5.5%
		継	15	0.3%	37	0.6%		
心身障害	39歳以下	新	33	0.6%	19	0.3%	117	1.1%
		継	31	0.6%	21	0.3%		
	40歳以上	新	8	0.2%	8	0.1%	71	0.7%
		継	5	0.1%	2	0.0%		
その他の疾患	新	63	1.2%	64	1.0%	278	2.6%	
	継	147	2.8%	23	0.4%			
妊婦	新	117	2.2%	2,249	36.3%	752	6.9%	
	継	79	1.5%	46	0.7%			
産婦	新	951	17.9%	155	2.5%	884	8.2%	
	継	298	5.6%	88	1.4%			
新生児	新	338	6.4%	31	0.5%	246	2.3%	
	継	60	1.1%	8	0.1%			
未熟児	新	215	4.0%	53	0.9%	181	1.7%	
	継	44	0.8%	9	0.1%			
乳児	新	618	11.6%	248	4.0%	1,701	15.7%	
	継	381	7.2%	147	2.4%			
幼児	新	523	9.8%	275	4.4%	3,120	28.8%	
	継	415	7.8%	170	2.7%			
学童以上	新	11	0.2%	8	0.1%	152	1.4%	
	継	5	0.1%	2	0.0%			
長期療養児	新	94	1.8%	228	3.7%	177	1.6%	
	継	69	1.3%	31	0.5%			
計		5,318	100.0%	6,196	100.0%	10,845	100.0%	
(再掲)	児童虐待 新	295		82		320		
	(疑い含) 継	530		164				
不在		569						
合計		5,887						

令和4年度

			家庭訪問		面接相談		電話相談	
			件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
感染症（結核を除く）	新		36	0.6%	32	0.7%	1,031	9.0%
	継		3	0.1%	10	0.2%		
結核	新		75	1.3%	81	1.9%	336	2.9%
	継		337	5.9%	140	3.3%		
精神保健	新		23	0.4%	47	1.1%	444	3.9%
	継		56	1.0%	106	2.5%		
難病	新		208	3.6%	967	22.6%	754	6.6%
	継		250	4.4%	191	4.5%		
生活習慣病	39歳以下	新	1	0.0%	6	0.1%	14	0.1%
		継	0	0.0%	4	0.1%		
	40歳以上	新	63	1.1%	110	2.6%	503	4.4%
		継	19	0.3%	32	0.7%		
心身障害	39歳以下	新	42	0.7%	53	1.2%	157	1.4%
		継	38	0.7%	41	1.0%		
	40歳以上	新	19	0.3%	11	0.3%	52	0.5%
		継	29	0.5%	9	0.2%		
その他の疾患	新		94	1.6%	107	2.5%	360	3.1%
	継		55	1.0%	30	0.7%		
妊婦	新		111	1.9%	841	19.6%	877	7.6%
	継		80	1.4%	32	0.7%		
産婦	新		1,034	18.1%	143	3.3%	1,033	9.0%
	継		311	5.5%	67	1.6%		
新生児	新		306	5.4%	26	0.6%	281	2.4%
	継		67	1.2%	3	0.1%		
未熟児	新		217	3.8%	64	1.5%	224	1.9%
	継		55	1.0%	11	0.3%		
乳児	新		727	12.7%	223	5.2%	1,791	15.6%
	継		386	6.8%	98	2.3%		
幼児	新		596	10.5%	264	6.2%	3,264	28.4%
	継		369	6.5%	145	3.4%		
学童以上	新		20	0.4%	7	0.2%	228	2.0%
	継		2	0.0%	1	0.0%		
長期療養児	新		46	0.8%	315	7.3%	158	1.4%
	継		28	0.5%	71	1.7%		
計			5,703	100.0%	4,288	100.0%	11,507	100.0%
(再掲)	児童虐待	新	293		94		1,058	
	(疑い含)	継	619		131			
不在			587					
合計			6,290					

5. 環境衛生検査センター

環境衛生検査センターは、保健所業務に係る感染症、食中毒、食品、飲用水、家庭用品等の衛生検査、公害関係の環境監視調査や規制指導に伴う検体分析、市民等から直接依頼を受ける有料検査を実施しており、実施状況は次のとおりである。

1) 保健所関係業務検査

保健所及び各保健センターに係る衛生検査業務を行っている。(放射能検査は学校給食課からの依頼を含む)

なお、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の検査を実施している。

検査業務区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数	
結核菌検査		0	0	1	1	2	2	
感染症検査	細菌	23	23	52	52	48	48	
	ウイルス	2,807	2,807	2,854	2,854	723	723	
	核酸検査	2,815	2,815	2,871	2,871	736	736	
食中毒・食品苦情検査	細菌	39	624	14	224	17	218	
	ウイルス	25	25	15	15	14	14	
	核酸検査	39	77	16	32	19	31	
臨床検査	エイズ(HIV)検査	12	12	17	17	20	20	
	結核(QFT)検査	21	21	190	190	97	97	
食品等検査	微生物学的検査	43	494	135	429	103	297	
	理化学的検査	103	1,588	81	2,761	52	1,708	
	放射能検査	58	116	34	68	45	90	
水質検査	飲用水	細菌学的検査	18	40	18	38	18	40
		理化学的検査	18	178	16	154	18	178
	浴場水他	細菌学的検査	25	25	25	25	86	124
		理化学的検査	4	4	0	0	61	114
家庭用品検査		60	137	40	131	40	140	
おしぼり検査		20	140	20	140	0	0	
計		6,130	9,126	6,399	10,002	2,099	4,580	

2) 一般有料依頼検査

市民等一般から直接依頼を受け有料で検査を行っている。

検査業務区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
検便検査		173	569	144	466	221	691
寄生虫卵検査		2	2	0	0	0	0
飲用水検査	細菌学的検査	29	58	15	30	16	32
	理化学的検査	29	276	15	148	16	157
プール水検査	細菌学的検査	11	22	0	0	0	0
	理化学的検査	11	44	0	0	0	0
計		255	971	174	644	253	880

3) 公害関係業務検査

環境部の環境監視調査や規制指導に係る行政分析業務で、事象別に公害対策課の各担当と共同で実施している。

検査業務区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
大気検査	有害化学物質・重金属等	104	592	41	82	0	0
	酸性雨	53	572	35	367	0	0
	その他	0	0	64	512	64	512
水質検査	公共用水域	94	1,064	86	1,528	95	1,338
	工場・事業場排水	10	98	30	196	33	211
計		261	2,326	256	2,685	192	2,061

4) 依頼によらない検査

信頼性確保のための精度管理や分析法検討等の検査業務を実施している。

検査業務区分			令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
感染症検査	細菌		22	22	16	16	15	15
	ウイルス		221	221	147	147	46	46
	核酸検査		228	228	157	157	57	57
臨床検査	結核(QFT)検査		2	2	1	1	1	1
食品検査関係	細菌学的検査		5	5	8	8	16	16
	理化学的検査		136	1,007	54	934	31	67
	放射能検査		0	0	0	0	0	0
水質検査関係	飲用水	細菌学的検査	0	0	0	0	0	0
		理化学的検査	240	483	130	255	130	270
	浴場水他	細菌学的検査	6	6	3	3	4	4
		理化学的検査	15	45	0	0	0	0
環境公害検査関係	大気検査	有害化学物質等	178	459	77	154	0	0
		酸性雨	140	606	45	240	0	0
		その他	0	0	20	160	40	160
	水質検査	公共用水域	150	1,149	211	676	101	266
		工場・事業場排水	26	38	44	78	45	77
家庭用品検査			0	0	0	0	0	0
計			1,369	4,271	913	2,829	486	979

Ⅲ 斎場管理課

市内には、市営斎場が7ヶ所あり、その内市直営が小阪・楠根・今米斎場で、指定管理者に管理委託しているのが長瀬・岩田・額田・荒本斎場である。

墓地は、市営墓地6ヶ所（長瀬・小阪・楠根・吉田・今米・額田）、市有墓地12ヶ所、寺院有等墓地70ヶ所が点在している。なお、市有墓地の管理は各々地元の墓地管理委員会により行われている。

1) 斎場使用状況

(1) 火葬件数の推移

	総数	死体・死胎			産汚物
		小計	死体	死胎	
令和2年度	6,642	5,890	5,810	80	752
令和3年度	7,438	6,691	6,622	69	747
令和4年度	7,119	6,551	6,494	57	568

(2) 火葬状況

			総数	死体・死胎			産汚物	
				小計	死体	死胎		
令和2年度	総数		6,642	5,890	5,810	80	752	
	内訳	地区別	東	1,299	1,299	1,294	5	0
			中	854	854	840	14	0
			西	4,489	3,737	3,676	61	752
	住所別	市内	6,041	5,550	5,502	48	491	
市外		601	340	308	32	261		
令和3年度	総数		7,438	6,691	6,622	69	747	
	内訳	地区別	東	1,431	1,431	1,423	8	0
			中	1,077	1,077	1,061	16	0
			西	4,930	4,183	4,138	45	747
	住所別	市内	6,656	6,172	6,121	51	484	
市外		782	519	501	18	263		
令和4年度	総数		7,119	6,551	6,494	57	568	
	内訳	地区別	東	1,505	1,505	1,497	8	0
			中	1,135	1,135	1,121	14	0
			西	4,479	3,911	3,876	35	568
	住所別	市内	6,570	6,206	6,161	45	364	
市外		549	345	333	12	204		

(3) 葬儀場使用状況

	葬儀場			待合室		
	総数	市内	市外	総数	市内	市外
令和2年度	8	7	1	0	0	0
令和3年度	16	15	1	0	0	0
令和4年度	29	27	2	178	161	17

IV 研修及び実習受け入れ状況

各種学生の実習、研修及び臨地実習の受け入れを行った。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
臨床研修医	0	4	0
医学生	0	0	0
保健師学生	10	14	13
心理士学生	0	0	0
管理栄養士学生	60	60	59
薬学生	0	0	0
獣医学学生	2	0	0
合計	62	74	72

V 人口動態統計

人口動態統計は、人口動態事象を把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。国勢調査と並ぶ国の主要統計であることから、統計法に基づく基幹統計調査になっている。

その実施については人口動態調査令及び人口動態調査令施行細則に規定されており、調査対象は出生・死亡・死産・婚姻・離婚の5つである。その届出を受けた市長は、戸籍法及び死産の届出に関する規程によって届出を受理した都度、人口動態調査票を作成し保健所長に送付する。保健所は受理した調査票をとりまとめ、その内容を点検し大阪府に提出する。

調査票は、大阪府を經由して厚生労働省に送付され、厚生労働省が月報（概数）及び年報（確定数）として、結果を公表している。

本書では、現時点で数値が確定している令和3年までの各種データを掲載している。

1) 人口動態統計用語の説明等

(1) 用語の説明

人口密度	単位面積 1 km ² あたりに居住する人の数。
自然増加	自然増加＝出生数－死亡数で定義される。 人口は、この値が正であれば自然増、負であれば自然減となる。
乳児死亡	生後1年未満に死亡したことをいう。
新生児死亡	生後4週未満に死亡したことをいう。
死産	妊娠第12週以降の死児の出産をいい、死児とは、 出産後において心拍動、臍帯拍動、随意筋の運動 及び呼吸のいずれも認めないことをいう。
人工死産	胎児の母胎内生存が確実である時に、人工的処置 を加えたことにより死産に至ったことをいう。
自然死産	人工死産以外はすべて自然死産という。
周産期死亡	後期死産（妊娠第22週以後の死児の出産）と早期新生児死亡 （生後1週未満に死亡）をあわせていう。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。 1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとし たときの平均子ども数に相当する。 現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07以上を 保つことが必要とされている。
人口千対の率	1000人の人口集団の中での発生比率のことをいう。 たとえば出生率（人口千対）は、人口1000人あたりでどのく らいの人が生まれたかを表す。百分率ではないため、数値が10 0を超える場合もある。

(2) 各比率の算出方法

自 然 増 加 率 = (出生数－死亡数) / 基礎人口 × 1 0 0 0

出生率・死亡率・婚姻率・離婚率 = 年間の事件数 / 基礎人口 × 1 0 0 0

乳児死亡率・新生児死亡率 = 年間の事件数 / 年間の出生数 × 1 0 0 0

合 計 特 殊 出 生 率 = 母の年齢別出生数 / 年齢別女子人口
(15～49歳までを合計)

死 産 率 = 年間の死産数 / 年間の出産 (出生＋死産) × 1 0 0 0

死 因 別 死 亡 率 = 死因別死亡数 / 基礎人口 × 1 0 0 0

周 産 期 死 亡 率 = (早期新生児死亡数＋後期死産数) / 出生数 × 1 0 0 0

2) 人口及び世帯数（10年間分）

	世帯数	人 口			1世帯当り 人 口	人口密度 (人/K㎡)	備 考
		総 数	男	女			
平成24年	218,613	507,616	248,563	259,053	2.32	8,213	10月1日推計
平成25年	219,958	506,230	247,903	258,327	2.30	8,190	10月1日推計
平成26年	221,011	504,029	246,682	257,347	2.28	8,154	10月1日推計
平成27年	222,161	501,518	245,145	256,373	2.26	8,114	10月1日推計
平成28年	223,419	499,197	243,831	255,366	2.23	8,076	10月1日推計
平成29年	225,989	498,099	243,490	254,609	2.20	8,059	10月1日推計
平成30年	227,669	496,082	242,179	253,903	2.18	8,030	10月1日推計
令和元年	230,057	494,640	241,538	253,102	2.15	8,006	10月1日推計
令和2年	232,339	492,488	240,597	251,891	2.12	7,971	10月1日推計
令和3年	233,223	488,721	238,565	250,156	2.1	7,910	10月1日推計

3) 保健センター管轄人口（10年間分）

	総 数		東保健センター		中保健センター		西保健センター		備 考
	人 口	構成割合	人 口	構成割合	人 口	構成割合	人 口	構成割合	
平成23年	503,601	100	125,750	25.0	158,947	31.6	218,904	43.5	10月1日推計
平成24年	507,616	100	126,400	24.9	160,549	31.6	220,667	43.5	10月1日推計
平成25年	506,230	100	125,727	24.8	160,666	31.7	219,837	43.4	10月1日推計
平成26年	504,029	100	125,081	24.8	160,141	31.8	218,807	43.4	10月1日推計
平成27年	501,518	100	124,352	24.8	159,332	31.8	217,834	43.4	10月1日推計
平成28年	499,197	100	123,464	24.7	158,858	31.8	216,875	43.4	10月1日推計
平成29年	498,099	100	121,349	24.4	158,820	31.9	217,930	43.8	10月1日推計
平成30年	496,082	100	120,413	24.3	158,496	31.9	217,173	43.8	10月1日推計
令和元年	494,640	100	119,594	24.2	158,407	32.0	216,639	43.8	10月1日推計
令和2年	492,488	100	118,552	24.1	158,187	32.1	215,749	43.8	10月1日推計

4) 人口動態総覧

(1) 実数の推移 (10年間分)

	出生	死亡	乳児死亡(再掲)	新生児死亡(再掲)	自然増加	死産	婚姻	離婚
平成24年	3,748	4,704	8	2	-956	84	2,638	1,077
平成25年	3,768	4,865	14	4	-1,097	103	2,561	982
平成26年	3,548	4,715	4	3	-1,167	101	2,475	1,046
平成27年	3,480	4,771	5	3	-1,291	89	2,516	1,057
平成28年	3,423	5,077	10	2	-1,654	73	2,411	1,041
平成29年	3,278	5,012	5	1	-1,734	81	2,379	978
平成30年	3,326	5,268	3	1	-1,942	80	2,263	915
令和元年	3,118	5,251	1	0	-2,133	77	2,474	947
令和2年	3,015	5,351	3	1	-2,336	60	2,160	910
令和3年	2,923	5,940	7	4	-3,017	56	2,063	812

(2) 率の推移 (10年間分)

	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	乳児死亡(再掲) (出産千対)	新生児死亡(再掲) (出産千対)	自然増加率 (人口千対)	死産率 (出産千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)
平成24年	7.4	9.3	2.1	0.5	-1.9	21.9	5.2	2.12
平成25年	7.4	9.6	3.7	1.1	-2.2	26.6	5.1	1.94
平成26年	7.0	9.4	1.1	0.8	-2.3	27.7	4.9	2.08
平成27年	6.9	9.5	1.4	0.9	-2.6	24.9	5.0	2.10
平成28年	6.8	10.1	2.9	0.6	-3.3	20.9	4.8	2.08
平成29年	6.6	10.1	1.5	0.3	-3.5	24.1	4.8	1.96
平成30年	6.7	10.6	0.9	0.3	-3.9	23.5	4.6	1.86
令和元年	6.3	10.6	0.3	0.0	-4.3	23.5	5.0	1.91
令和2年	6.1	10.8	1.0	0.3	-4.7	19.5	4.4	1.84
令和3年	6.0	12.1	2.4	1.4	-6.2	18.8	4.2	1.66

5) 出生

(1) 年次別出生数・率、合計特殊出生率

	全 国			大 阪 府			東 大 阪 市			
	出生数	出生率 (人口千対)	合計特殊 出生率	出生数	出生率 (人口千対)	合計特殊 出生率	出生数	出生率 (人口千対)	合計特殊 出生率A	合計特殊 出生率B
令和元年	865,239	7.0	1.36	62,557	7.3	1.31	3,118	6.3	1.33	1.22
令和2年	840,835	6.8	1.33	61,878	7.0	1.31	3,015	6.1	1.30	1.19
令和3年	811,622	6.6	1.30	59,780	6.8	1.27	2,923	6.0	1.26	1.16

合計特殊出生率 A：分母の女子人口は日本国籍所持者数

合計特殊出生率 B：分母の女子人口は住民基本台帳登録者数

※本市の合計特殊出生率は、各年の9月末日現在の年齢階級別女子人口を用いて算出している。

(2) 性別、出生順位別、年次別出生数

	総 数			第1子			第2子			第3子			第4子			第5子		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
令和元年	3,118	1,598	1,520	1,452	744	708	1,100	553	547	409	216	193	105	56	49	39	23	16
令和2年	3,015	1,574	1,441	1,465	774	691	1,025	532	493	390	198	192	91	44	47	29	15	14
令和3年	2,923	1,495	1,428	1,422	723	699	950	486	464	410	214	196	103	53	50	25	14	11

	第6子			第7子			第8子以上		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
令和元年	11	5	6	1	-	1	1	1	-
令和2年	8	6	2	5	3	2	2	2	-
令和3年	6	1	5	5	2	3	2	2	-

(3) 母の年齢（5歳階級）別、年次別出生数

	総 数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
令和元年	3,118	47	338	861	1,012	669
令和2年	3,015	42	310	851	1,002	637
令和3年	2,923	23	289	819	980	646

	40～44歳	45～49歳	50歳以上
令和元年	186	5	-
令和2年	162	10	-
令和3年	157	9	-

6) 死 亡

(1) 年次別死亡数・率

	全 国		大 阪 府		東 大 阪 市	
	死亡数	死亡率 (人口千対)	死亡数	死亡率 (人口千対)	死亡数	死亡率 (人口千対)
令和元年	1,381,093	11.2	90,410	10.5	5,251	10.6
令和2年	1,372,755	11.1	91,644	10.4	5,351	10.8
令和3年	1,439,856	11.7	97,282	11.0	5,940	12.1

(2) 性別、年齢（5歳階級）別、年次別死亡数

2) 性別、年齢(5歳階級)別、年次別死亡数

	令和元年			令和2年			令和3年			
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	5,251	2,765	2,486	5,351	2,799	2,552	5,940	3,179	2,761	
0 ～ 4 歳	2	1	1	3	2	1	9	5	4	
内 訳	0 歳	1	-	1	3	2	1	7	3	4
	1 歳	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	2 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 歳	-	-	-	-	-	-	2	2	-
	4 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 ～ 9 歳	2	1	1	1	-	1	2	1	1	
10 ～ 14 歳	3	-	3	2	1	1	-	-	-	
15 ～ 19 歳	3	1	2	8	5	3	5	4	1	
20 ～ 24 歳	7	5	2	6	6	-	8	5	3	
25 ～ 29 歳	8	5	3	7	3	4	9	6	3	
30 ～ 34 歳	4	2	2	16	11	5	15	11	4	
35 ～ 39 歳	11	6	5	15	11	4	15	10	5	
40 ～ 44 歳	25	12	13	29	19	10	19	12	7	
45 ～ 49 歳	62	43	19	43	17	26	82	55	27	
50 ～ 54 歳	90	59	31	105	59	46	99	63	36	
55 ～ 59 歳	116	72	44	120	75	45	171	123	48	
60 ～ 64 歳	151	103	48	141	96	45	157	106	51	
65 ～ 69 歳	363	255	108	290	202	88	274	187	87	
70 ～ 74 歳	541	357	184	583	398	185	683	444	239	
75 ～ 79 歳	785	492	293	802	513	289	852	540	312	
80 ～ 84 歳	974	561	413	984	561	423	1,121	656	465	
85 ～ 89 歳	986	482	504	1,015	480	535	1,153	563	590	
90 ～ 94 歳	748	259	489	777	275	502	829	301	528	
95 ～ 99 歳	295	43	252	318	57	261	351	72	279	
100 歳以上	75	6	69	86	8	78	86	15	71	

(3) 特定死因別、年次別死亡数・率（人口10万対）

		死亡総数		結核		悪性新生物		糖尿病		心疾患	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
令和 元 年	全 国	1,381,093	1116.2	2,087	1.7	376,425	304.2	13,846	11.2	207,714	167.9
	大阪府	90,410	1048.5	228	2.6	26,438	306.6	916	10.6	14,473	167.8
	東大阪市	5,251	1066.2	14	2.8	1,573	319.4	37	7.5	881	178.9
令和 2 年	全 国	1,372,755	1079.7	1,909	1.5	378,385	297.6	13,902	10.9	205,596	161.7
	大阪府	91,644	1037.0	200	2.3	26,728	302.4	893	10.1	14,754	166.9
	東大阪市	5,351	1086.5	10	2.0	1,626	330.2	40	8.1	906	184.0
令和 3 年	全 国	1,439,856	1172.7	1,845	1.5	381,505	310.7	14,356	11.7	214,710	174.9
	大阪府	97,282	1104.6	186	2.1	26,681	302.9	979	11.1	15,597	177.1
	東大阪市	5,940	1215.4	8	1.6	1,639	335.4	42	8.6	1,054	215.7

		高血圧性疾患		脳血管疾患		肺 炎		肝疾患		腎不全	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
令和 元 年	全 国	9,549	7.7	107	86.1	95,518	77.2	17,273	14.0	26,644	21.5
	大阪府	881	10.2	5,621	65.2	7,447	86.4	1,444	16.7	1,960	22.7
	東大阪市	16	3.2	308	62.5	576	117.0	88	17.9	87	17.7
令和 2 年	全 国	10,003	7.9	102,978	81.0	78,450	61.7	17,688	13.9	26,948	21.2
	大阪府	1,002	11.3	5,437	61.5	6,311	71.4	1,549	17.5	2,024	22.9
	東大阪市	16	3.2	317	64.3	339	68.8	85	17.3	136	27.6
令和 3 年	全 国	10,223	8.3	104,595	85.2	73,194	59.6	18,017	14.7	28,688	23.4
	大阪府	905	10.3	5,652	64.2	5,781	65.6	1,567	17.8	2,073	23.5
	東大阪市	16	3.3	361	73.9	344	70.4	99	20.3	102	20.9

		老 衰		不慮の事故		自 殺	
		実数	率	実数	率	実数	率
令和 元 年	全 国	121,863	98.5	39,184	31.7	19,425	15.7
	大阪府	5,692	66.0	2,331	27.0	1,383	16.0
	東大阪市	184	37.4	154	31.3	76	15.4
令和 2 年	全 国	132,440	104.2	38,133	30.0	20,243	15.9
	大阪府	6,240	70.6	2,342	26.5	1,515	17.1
	東大阪市	370	75.1	130	26.4	79	16.0
令和 3 年	全 国	152,027	123.8	38,355	31.2	20,291	16.5
	大阪府	7,620	86.5	2,339	26.6	1,483	16.8
	東大阪市	484	99.0	151	30.9	91	18.6

7) 乳児死亡・新生児死亡・周産期死亡

(1) 年次別死亡数・率

		乳児死亡		新生児死亡		周産期死亡	
		総数	率(出生千対)	総数	率(出生千対)	総数	率(出産千対)
令和元年	全 国	1,654	1.9	755	0.9	2,955	3.4
	大 阪 府	108	1.7	52	0.8	225	3.6
	東 大 阪 市	1	0.3	0	0.0	7	2.2
令和2年	全 国	1,512	1.8	704	0.8	2,664	3.2
	大 阪 府	112	1.8	46	0.7	150	2.4
	東 大 阪 市	3	1.0	1	0.3	4	1.3
令和3年	全 国	1,399	1.7	658	0.8	2,741	3.4
	大 阪 府	92	1.5	40	0.7	195	3.3
	東 大 阪 市	7	2.4	4	1.4	7	2.4